

246
136

御即位式
大嘗祭式

圖

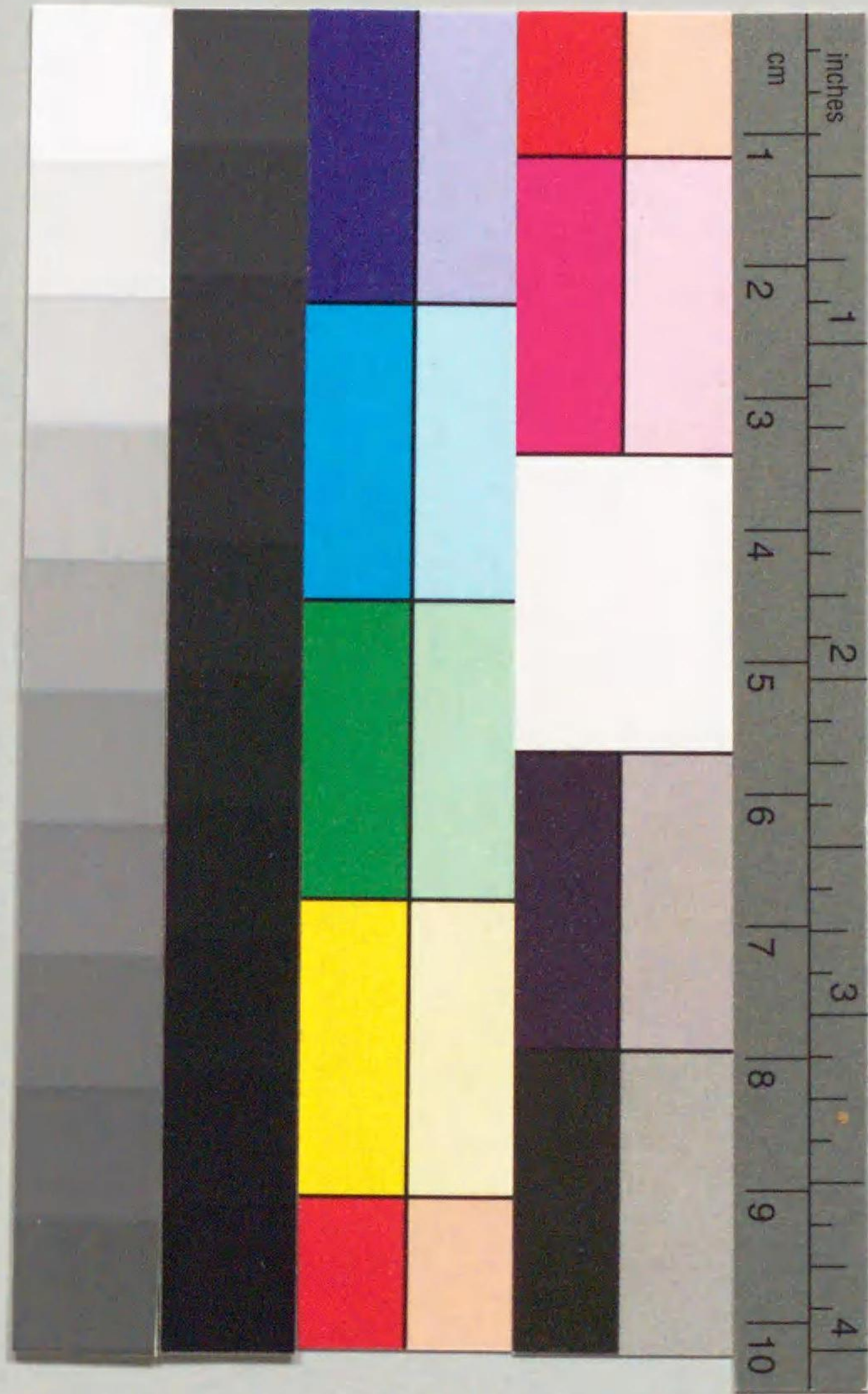
說


全

246-136



1200901540538






神武天皇御紀




神武天皇御紀式



神武天皇御即位



神武天皇御即位式



序

山口縣阿武郡松崎八幡宮の社司内山桃之進大日
 本紀元宣揚會を創設し其會旨に基き御即位式大
 嘗祭式圖並に圖說一卷を作りこれを會員に頒た
 んとし圖說の稿本を携へ來りて余に校補を求む
 乃筆を執り校訂し補修し了りぬ然るに式圖は案

ありて圖未成らず且其據る所の圖流布の諸書に
 載するものにて甚杜撰を免れず因て御即位式は
 東京帝室博物館所藏の紫宸殿御即位圖に據り大
 嘗祭式は水戸彰考館所藏の元文大嘗祭圖に據り
 て圖案を改訂し畫工を督して之を作らゑめたり



大日本紀元宣揚會のこの舉ある蓋教育勅語と戊申詔書の聖旨を奉體し固有の大道を發揮し風教を扶持し以て地方の情弊を除き風俗の改善を謀り聖恩の萬一に報いんとするなり圖既に成り印刷を終へ將に頒布せんとするにおよび其梗概を圖説の端に叙でつ

明治四十二年八月二十日 生田目經徳識す

御即位式大嘗祭式圖説

生田目經徳校補

大日本紀元宣揚會纂述



總論

大古伊弉諾伊弉册の二神天瓊矛を執りて大八洲國を畫給ひ天照太神天業をうけ給ひ高天原にましくて天地四方に照臨し給ひし時嘉穀の種を以てこの物は顯見蒼生の食ひて活くべしと宣り給ひ御田に植ゑさせ天下に繁衍せしめ給ひまた蠶を養ふ事を始め給ひ萬民衣食の原を開きて其生を厚く給へりさて天位を皇孫に傳へ給ふにおよび三種の神器を授けて永く天位の璽とし給ひまた齋庭の

穗を授け給ひて、民命の重んずべきを示させ給ふ。群神翼戴し奉る。天祖勅を垂れ、豊葦原瑞穗國は、我が子孫治しめすべき地なり。寶祚の隆えまさんこと、天壤と共に窮りなかるべしと宣り給ひて、君臣の分を明かに示させ給ひき。神武天皇、橿原宮に位に即き給ひしより、列聖天日嗣をうけ繼かせ給ひて、天祖の蒼生を愛育せられし、其天功を瀬め給ふことを、至尊の天職とし給ひて、朝夕天祖に報い奉り給ひ、臣民は、祖業を繼承し、鴻業を翼賛し奉りて、天祖の天功を亮くるにあらざるはなし。忠孝無二の義、こゝに存す。教育勅語に、皇祖、皇宗、國を肇むること宏遠に、徳を樹つること深厚なり。と宣へるも、この大御意に外ならざるなり。御即位の禮、大嘗祭の儀は、神武天皇、橿原宮に位に即かせ給ひし時より、始り、報本反始の儀として、歴世の大典とし給ふ。

御即位の禮は、天皇、始めて天日嗣うけつがせ給ひしを、天下に宣し、群臣朝して、天皇を拜し奉る儀にして、歴世これを行はる、其行事は、皆神代の故事に據る。中世以後、文章の美大に備はれりといへども、其儀容、唐制に模し、損益する所甚多く、故事は、大抵これを大嘗祭に存す。本圖は、紫宸殿にて行はれし御即位式にて、近世に於ける、其禮の、最備はりたるものに據れり。

大嘗祭は、天皇、位に即き給ひて後、新穀を薦めて、天祖天照大神、並に、天神地祇を祭り、親も食召し、群臣にも賜はる儀にして、そのかみ、天祖、民命を重んじ、皇孫に授くるに、三種の神器に添へて、齋庭の穗を賜はりし、其遺訓に報い奉る儀なり。まことに、神を敬ひ、祖を尊び、本に報い始に反るの道備はりて、忠孝の義、涌然として、是より起るにあらざるはなし。古、大嘗、

また、新嘗ともいへき。後世におよび、世ごとに行はるゝを大嘗といひ、年ごとに行はるゝを新嘗といふ。およそ、祭祀は大嘗祭より重きはなし。古、天神地祇を祭るに、三等の制あり。大祀、中祀、小祀といふ。踐祚大嘗祭を以て大祀とす。中世以後、綱紀漸く衰へ、建武以後、争亂相踵き、大嘗祭を行ふこと能はず、この儀遂に廢す。豈慨かはしき極にあらずや。其後、殆三百年、元文に至り、始めて再興せらる、事詳に本文に叙述す。本圖は、元文の式に據る。

御即位

御即位の事は、かけまくもいと畏かれども、天祖、高天原にまします時、群神翼戴し奉りて、新に瑞殿を築き、諸の儀物を備ひ、天太玉命、鏡玉、和幣を奉り、天兒屋命、祝辭を宣べ、天鈿女命、神樂を奏し、天磐間戸、奇磐間戸の二神、宮門を護衛し、天上の儀始めて備りき。天祖、皇孫を立て、天位を傳へ給ふとき、授くるに、三種の神器を以て、永く天位の璽とし給ふ。さて、天兒屋命、天太玉命に敕して、殿上に侍衛せしめ、天忍日命は儀仗を備へ、群神、皆、天敕を承け、翼衛陪從して、各、其職を奉ずること、一に天上の儀の如し。大祖神武天皇、元年正月朔、橿原宮に位に即かせ給ふにおよび、天富命は、諸の齊部を率ゐ、天璽、鏡、劍を正殿に奉安し、天種子命は、天神壽詞を奏し、可美眞手命は、内物部をひきゐ、矛楯を執りて、儀衛を設け、道臣命、大久米命は、大伴、久目の二部をひきゐ、宮門を護衛し、始めて、四方の朝賀を受けさせ給ひき。其儀、一に神代の故事の如し。元正の朝賀、即位の禮、これより定まりぬ。これより後、天璽、鏡、劍は、明かに、歴世授受の寶器となり、天富命、天種子命、道臣命、可美眞

手命の後、皆其職を世にし、石上榎井の二氏、矛楯を建て、大伴佐伯の二氏、宮門を掌りて、大禮あるごとに、皆其事に服し奉りき。中臣氏の天神壽詞を奏し、齊部氏の天璽鏡、劍を奉ずるが如き、最國家の重典たり。文武天皇、これを令に定め著はさせ給ひき。されど、この後、朝禮は、多く唐制にならひ、上世の諸儀は、皆、これを大嘗會にて、行はせ給ふこととなりぬ。大寶元年正月朔、大極殿にいて、まして、朝賀を受けさせ給ふ、其儀、正門に鳥撞をたて、左に、日像、青龍、朱雀の幡、右に、月像、玄武、白虎の幡をたてたり。これより後、御即位、大嘗會、皆、この儀を用ひさせ給ひき。清和天皇の貞觀年中、これを儀式に著はさる。其制、大に備はりぬ。其儀は、御即位の禮を行はる前十日、大臣殿上の侍從四人、少納言二人を點定し、前四日、式部丞、録は、史生、省掌等をひきゐて、儀注を八省院に習ふ。前二日、所司の宣を

内外に攝す。前一日、掃部寮は、高御座を大極殿に設け、皇后の座を、御座の東に置き、褰帳の内親王、威儀の命婦、執翳の女孺等の座を、御座の東西に定め置き、殿上の侍從位を、南廂に氈をひきゐて、殿の中階の南十五丈四尺に、銅鳥幢を建て、日像幢、朱雀、青龍の二旗を其東に建て、月像幢、白虎、玄武の二旗を、其西に建つ。相距ること各二許丈。内辨大臣の幄を、昭訓門の南廊第一の間の壇の西三丈五尺に設け、外記、史の座を、幄の東に、内記の座を、左右近衛陣の側に設け、鉦鼓を幄の南北、近衛の位(近衛の儀)に接して懸く。中務は、典儀の位(位地を定め)、賛者の位を、殿庭に定め置き、火爐二個を、中階の南に對して設く。式部省は、宣命使の版位を、龍尾壇の南十七丈に置き、掃部寮、又、親王以下の位記の案を、其南一丈、東に折れて一丈三尺に

設け、大政、大臣位を、宣命使版位の南四丈、東に折れて二丈五尺に置き、また、西に折れて二丈五尺に、親王位を置く。大政大臣位の南に、左大臣、大納言、中納言、三位參議、諸臣三位、諸王四位、諸臣四位々を叙列して置く。親王位の南に、右大臣、非參議、一位、二位、諸王三位、諸王五位々を叙列して置き、五位以下の位は、東西に分列せしむることゝす。親王、叙位に應ずるものは、大納言の西、位記案の南に位し、諸臣の叙位に應ずるもの、これにつきて列立す。

當日未明に、左右近衛、左右兵衛、左右衛門等、大儀に服し、各所部を勅して、大儀仗を、殿庭の左右、および、諸門に建つ。門部四人は、章德、興禮二門の東西に陣し、左右近衛中將は、仗を執り、將監以下を率ゐて、東西の階下に陣し、兵衛府は、龍尾道を狹みて陣し、中務は、内舍人を率ゐて、近仗の南に陣す。内藏、大舍人の二寮は、各儀物を執りて、殿庭の東西に分立し、主殿、圖書の二寮は、各禮服を服して、鑪の東西に列す。

寅の一刻、兵部丞、録は、史生、省掌を率ゐて、兵庫寮の建てたる諸幡、および、諸衛の儀仗を、檢校す。式部丞、録は、史生、省掌をひきゐて、長樂、永嘉の二門より入り、應天門の左右の廊の座に就き、録二人、史生、省掌をひきゐる。朱雀門の東西の仗舎にいたりて、六位以下、刀禰を序列せしめ、彈正忠以下は、東西仗舎の前たんにやうのさかむにいたり、非仗、非儀を糾彈し、翔鸞、栖鳳の二樓を巡察す。典儀一人、贊者二人、光範門より入り、位に就く。大臣以下、含輝、章儀の二門より入りて、朝集堂の座に就く。式部丞、録は、廊の座を降り、庭に立つ。史生二人、策を執り、計を唱ふ。五位以上、大臣、昭訓門より入り、幄の座に就く。内記、位記の管を執り、進みて、大臣の前の机上に置く。式部、兵部二省の輔丞、これを取りて、

位記の案上に置く。時に、外辨鼓を槌つ。諸門の鼓、皆、これに應ず。さて、章徳、興禮の二門を開く。大伴、佐伯の二氏、各一人、門部をひきゐりて入り、會昌門内の、左右廂の胡床に據る。

辰の一刻、天皇、大極殿だいごくでんの後房ごふ殿ごふに御ごまし給ふ、二九の女孺じよじゆ翳を執り、三行に戸前の座に就く。侍從四人、左右に分立し、少

納言二人、昭訓、光範の二門より入り、南榮の氈上に左右に對立す。大伴、佐伯の二氏は、壇を降りて立つ。門部、門を開く。兵庫寮は、召よの鼓を槌つ。諸門の鼓、皆、これに應ず。參議以上、堂を降

り列に就く。群臣、次を以て南庭に入る。諸仗（左右近衛左右兵衛左右衛門）皆興つ。群臣立ち定まりて、親王、顯親門より入り、位に就く。式部、兵部の二省、位に叙せらるべき者をひきゐり、分れ入りて列立す。

天皇、冕服（玉冠を頂き唐式の御裝束なり）して、後房より出で、高御座たかのみくらにつかせ給ふ。命婦四人、分れて御前にあり。内侍二人、劍、璽の匣を捧げ、

て、左右に候し、御座定まりて、内侍、劍、璽の匣を、御座の左右に置きて退く。鼓吹司、鉦を撃つこと三下。女孺、すゝみて翳を捧ぐ。天皇、笏を端し南面し給ふ。内親王、帳を褰ぐ。仗を執るもの（儀衛の武官なり）警蹕を稱ふ。式部の錄さかん以下、省掌以上、俛伏を稱ふ。群

臣、磬折し、諸仗、皆座す。主殿、圖書、各二人、鑪につき、香を焚く。典儀曰く、再拜。贊者承けつたふ。親王以下、百官再拜す。宣命大夫位につき、制を宣す。曰く、敕ありと。群臣再拜す。制を宣す。群臣再拜す。宣し訖りて、また、唯と稱ひ再拜舞蹈して再拜す。武官、旛を振り、萬歳を稱ふ。宣命大夫、班に復り止る。式部、位記案につき、叙者に、位記を授く。兵部も、亦、かくの如くす。位に叙せられしもの、再拜舞蹈す。典儀曰く、再拜。贊者承けつたふ。群臣再拜す。殿上の侍從、膝行してすゝみ、跪きて禮畢りぬと奏す。殿下に鉦をうつこと三下。女孺、翳を捧げ、内親王帳を垂る。天皇、

後房に入らせ給ふ。兵庫寮退の鼓をうつ。諸門の鼓皆これに
應ず。百官退出し、諸衛戒嚴を解く。

御即位の禮は、元明天皇以後、大極殿にて行はれしが、陽成天
皇に至り、大極殿災に罹りしかば、豐樂殿にて行はせられ。冷
泉天皇は、紫宸殿を用ひ、後三條天皇は、大政官廳を用ひ、安徳
天皇は、紫宸殿にて行はれ、後鳥羽天皇より後は、また、大政官
廳を用ひさせ給ひき。南朝の二天皇は、吉野の行宮にて行は
せ給へり。後龜山天皇、神器を、後小松天皇に傳ふるにおよび、
一統に復したれども、これより後は、京都漸く荒廢し、王室式
微、舊儀禮制、皆廢れたり。後柏原天皇踐祚し給ふにいたり、府
庫竭き果て、大禮を行ふ能はざりしこと二十年、前内大臣
藤原實隆、深く是を憂ひ、本願寺の光兼に諭して、大禮の資を
獻せしむ。乃、光兼、金壹萬兩を獻ず。これによりて、初めて、御即

位の大禮を行ふことを得たりき。後奈良天皇踐祚し給ひ、ま
た、御即位の禮を行はれざること十年、大内義隆、其資を獻ず
るによりて行はせ給ひき。正親町天皇踐祚し給ひても、久し
く御即位の儀なかりければ、毛利元就これを歎き、請ひて資
を獻じ、大禮を行はせ奉りき。應仁このかた、王室衰微をきは
めたりといへども、未曾て、御即位の儀を行はれざる事なか
りき。織田、豐臣二氏の世を経て、徳川氏の世に至りて、朝儀も
や、舊典に復す。徳川光圀、夙に王室の式微を慨し、禮儀類典
を纂修し、これを朝廷に獻ず。これより御即位の禮も嚴にな
り、大嘗祭も、再興せらるゝに至りき。今上、慶應二年正月九日
踐祚し、明年八月二十七日、御即位の禮を行はせ給へり。其儀、
古今を斟酌し、時に隨ひ宜を制し、唐様の服制を用ふるを廢
したり。明治四十二年二月にいたり、登極令を制定し給ふ。

大嘗祭

天祖高天原にましくて始めて五穀の種を得給ひ、是は、現しき青人草の食ひて活くべき物ぞと宣り給ひ、勅して、これを天狹田長田に殖ゑしめ、其新穀を取り、大嘗の新宮に、新嘗を行はせ給ひき。大嘗の名、此に起りき。

皇孫、中國に臨み給ふときに、天祖、豐葦原の瑞穂國を安國と平けく所知食て、天日嗣の天津高座に御座て、天津御膳の長御膳の遠御膳と、千秋の五百秋に、瑞穂を平けく安けく、齋庭に所知食と宣り給ひ、其御しめす所の齋庭の穂を、天兒屋命、天太玉命に授けて、皇孫に食しめさしめ奉りき。皇孫、都を筑紫の日向に奠め給ひ、すなはち、悠紀、主基の國を卜定し、始めて、物部人等、酒造兒、酒波、粉走、灰焼、薪採、相作、稻實公等の職を定め、齋庭の稻を採りて、大嘗を行はせ給ひき。大祖神武天皇

位に即き給ふにおよび、天富命、諸の齋部をひきゐて、天璽の鏡、劍を正殿に奉安し、天種子命、天神壽詞を奏し、日臣命、來日部を率ゐて宮門を護衛し、饒速日命、内物部を率ゐて、矛楯を建つ。大嘗祭の儀、盖此に定まりき。

天武天皇、元年十一月、大嘗を行はる。十二月、大嘗に供奉せし、中臣忌部、および、神官人、播磨、丹波二國の郡司、役夫等に、物を賜ふこと差あり。特に、郡司等に、爵各一級を賜ひき。此にいたりて、世ごとに行はるゝを大嘗とす。文武天皇、大寶年中に令を定め給ひ、其制、七月已前に位に即くときは、當年大嘗を行ひ、八月已後は、明年これを行ふこととす。日は、仲冬の下卯を用ひ、もし、三卯あるときは、中卯を用ふ、散齋三月、致齋三日、其供神の大幣は、九月より始まりて、三月の内に造らしめ、其祭事は、悠紀、主基の國司をして、專これを行はしむ。光仁天皇、寶

龜二年十一月癸卯、天皇、大政官にいでまして、大嘗を行はれ給ふ。己酉、由機ゆきの厨くりやに幸し、明日、また、須岐すきの厨くりやに幸し給ひき。桓武天皇位に即き、大嘗を行はせ給ひしとき、由機、須機すきの兩國、諸の玩好を獻じ、土風の歌舞を奏す。また、五位已上に宴を賜ひ、雅樂、大歌を奏し、並に、祿を賜ふこと差あり。平城天皇大同三年、敕して、大嘗會の雜樂伎人、唐物を以て、飾とすることを禁じ給ふ。然れども、千功標を造り、八佾舞をなし、大樂の費始めて起れり。嵯峨天皇は、大嘗に供奉したる國司、掾じやう以上、在國、遙任に、皆、位階を加へ給ふ。これよりさき、文武天皇の時、神官、國司等に、始めて恩祿を給せられしが、後、因循例となりき。されど、たゞ、祿を賜はることありて、位階を賜はることなし。弘仁このかた、位階を加ふること、竟に永例となれり。淳和天皇位に即き給ひて、右大臣藤原朝臣冬嗣等奏さく、聖

主相踵きて、頻に大嘗を行はせらるゝを以て、天下穩ならず。百姓弊多し。しかはあれど、神事止むべきにあらねば、宜しく、華飾を停めて、省約に従ふべしと。これに従ふ。蓋、大同の初より、天長にいたるまで、二十年に滿たざるに、大嘗祭を行ふこと三度あるに、因りて、これ奏あり。廼、大納言藤原朝臣緒嗣、中納言良岑朝臣安世等を檢校とし、治部省廳を以て、行事所とす。たゞ、齋院は卜定し、宮内省を悠紀所とし、中務省を主基所とす。但、齋場は、例に依りて、北野を用ふ。さて、金銀翫好、刻鏤等の物は、一切用ふることなく、務めて撲質に従ひ、櫛を以て標を造り、飾るに、橘たちばな、木綿ふを以てし、悠紀、主基の字を書き、これを樹の末に掲ぐ。充て用ふる所の正税は、二國各十萬とせしが、國司の請に依り、各五萬を加へたり。また、僕夫の雜物を運ぶ者には、各、路糧を給することゝす。仁明天皇、尤奢侈を好み、其

神宴に、始めて唐樂を用ひ、舞場の製作已に靡麗を窮め、悠紀、主基二標のごときは、各山形を造り、其上に、日月、瑞雲、桐竹、麟鳳、神仙等の像を設け、其樂標には、大象、象奴を作り、象の背に小臺を置き、兩童子障子を擎ふあり、障後に機を設け、進み踏むごとに、其樂名を擧ぐ、構造の美、巧妙比すべきなし。悠紀、更に屏風四十帖を獻じ、主基、挿頭華、和琴、各二机、厨子十基、屏風二十帖を獻ず。悠紀、また、物を獻ず。群臣に宴を賜ひ、歌舞を奏し、位を授け、祿を賜ふこと五日にして罷む。清和天皇眞觀中に至り、祭祀の儀、これを式に著す。後世、皆、これを則とす。其制、詳に次に叙述す。

天皇即位の年、大臣敕を奉じ、神祇官を召し、悠紀、主基の國郡を卜定し、符を其國に下す。次に、大中納言二人、參議一人、悠紀、主基兩所の檢校とす。其行事は、四位各一人、五位三人、諸司判

官以上四人、主典已下五人、官掌、使部、直丁各一人、次に、檢校已下、神祇官を召し、悠紀、主基の行事所、並に、小忌院等（小忌院のいん）を卜定し、吉日を擇び、小忌（帛の山藍摺を齋服と云ふ）を着け、其行事を始む。また、日時を卜定し、大學、内匠（たくみ）の二寮に命じ、共に、兩所の印を作らしむ。次に、檢校、所司、大進、大舍人、史生、散位、子丁等を拔出せしむ。次に、出納所、齋場所、小忌所、細工所、女工所、樂所、風俗樂所、倭舞（やまとまひ）所、大炊所等（おほいところ）の預を定む。次に、檢校已下、神祇官、悠紀、主基の兩國司、並に、山城の國郡司等を率ゐ、荒見河（あらかみがは）何れとも定まりたるに、屋川（やがわ）に就き、大祓を行ひ、齋場を北野に卜定し、標を四隅に立て、葛野（かしの）、愛宕（あたご）の兩郡司をして、これを守らしむ。次に、大嘗宮の材を採る山野、および、小忌院、御井所、並に、出納、細工等の諸所を卜定す。次に、内侍、女工所に就き、事を行ふ。次に、齋場の預等、齋場内外院、服院、並に、雜殿の地を點定し、始めて、外院の雜屋

を構造す。

八月上旬、大祓使を卜定し、天下に發遣す。下旬、更に、また、畿内近國に遣し、訖り、奉天神地祇幣使を發す。次に、宮内省、史生を河内、和泉、尾張、參河、備前に差し、供神の雜器を監作せしむ。次に、神祇官、拔穗使を卜定す。其一を、稻實卜部といひ、一を、稱宜卜部といふ。官大政に申し發遣す。使國に到り、國司等を率ゐ、齋部に大祓せしむ。次に、使拔穗は、國司と共に、稻實殿の地、および、御田六段を卜定し、並に、木綿繫賢木を以て、其四隅に立て、夫をして之を守らしむ。次に、造酒童女、稻實公、大酒波、大多米、酒波、粉走、相作、焼灰、採薪等、合せて十五人を卜定す。これを物部人といふ。又、歌人、歌女、各二十人を定む。次に、使拔穗、齋鉏鎌を執り、草木を艾り、柱塔を穿ち、始めて、齋院の殿屋を造る。九月上旬、神祇官は、神服社の神主一人を差し、神服使とし、參

河に遣し、神戸を集め、織神服長、織女、工手を卜定す。次に、衛門、兵庫寮をして、大嘗宮の南北門の、神楯戟を進らしめ、また、諸國をして、物部門部、語部等を進らしむ。次に、神祇官は、卜部を、紀伊、淡路、阿波の三國に差遣し、由加物を監作し、齋場に監送して、兩國に分附せしむ。但、阿波の麤布、木綿は、神祇官に附す。其使神服使京に向ふ日、路次の國は、路を掃へ、事みな、恭敬ならざるはなし。

中旬、御禊裝束司、長官、次官、各一人、判官、主典、各二人を任ず。次に、大臣、神祇官、および、陰陽寮をして、御禊の地、並に、日時を卜定せしむ。

是月、拔穗使國に在り、國司、郡司、物部人等を率ゐ、水湄につきて祓除し、御田の稻を抜き、采り、これを齋院に乾し、その、まつ抜きたる四束を以て、別に、高萱御倉に納め、以て、桑盛に擬し、

自餘は、白酒、黒酒の料とす。次に、物部人を率ゐ、始めて、齋殿に入り、御歳神、高御魂神、庭高日神、大御食神、大宮賣神、事代主神、阿須波神、波比岐神を祭る。次に、御稻十四束、實の韓櫃七合。一合を荷とし、裏むに薦を以てし、筥形を居う。自餘、實の籠若干合を荷となし、木綿賢木を執りて之に次ぎ。禰宜卜部、途に當りて列す。稻實公、木綿鬘をつけて之に次ぎ。御稻韓櫃、並に、籠これに次ぎ。物部五人、これに次ぎ。鋪敷、途に當りて列す。子弟四人、健兒四人、これに次ぎ。造酒童女、輿に駕り途に當る。物部女九人、書生一人、郡司、國司、これに次ぐ。並に、馬に乗る。稻實卜部、これに次ぎ。下旬に、京の齋場にいたる。官人、並に、國司、祓麻を執り門に在り、鹽湯を以て、御稻、並に、雜物に灑ぎ、院外の假屋に納む。次に、稻實殿の地を鎮め、造酒童女、まづ、齋鉏を執り地を掃へ、並に、院垣四隅の柱塔を穿つ。次に、稻實卜部、造酒童

女、國郡司等を率ゐ、山に向ひ、山神を祭りて材を採る。國司、禰宜、造酒童女、當郡司等をひきゐ、野に向ひ、野神を祭り萱を採る。茲に、造酒童女、まづ、齋斧、齋鎌を執り事を始め、役夫事を終はる。工夫を遣し運び致らしめ、始めて内院の雜殿を作る。造酒童女、齋鉏を執りて手を下し、物部これに次ぎ、役夫これを終はる。

十月上旬、京職、山城をして、道路、および、禊處を掃はしむ。次に、前後次第司を任ず。禊に先づ一日、所司、禊處に至り、五丈の紺幄二字を雙べ立て、中に、百子帳を置き、以て御禊の座とす。去ること三丈に、紺布の垣代を懸け、其門の内、外屏に、班幔を懸く。去ること四丈に、五丈の幄を立て、皇太子の禊所とす。去ること二丈に、五丈の幄を立て、神祇官の候處とす。次に依り、親王以下、侍從以上、および、諸司の幄を布列す。其日平且、神祇官

は、路次の神に奉幣す。乘輿、御禊所の後に御す。皇太子、歩み行きて參詣す。時刻、神祇官、禊詞を奏し訖りて、供膳所に御し、陪從せし五位以上に、衣被を賜はること差あり。旬中、神服使は、服長、織女、工手等を率ゐ、神服部の輸する所の調絲を持ちて至る。次に、おのく、八神を祭る。次に、おのく、地を鑿り、小齋の御酒甕醴を安き。次に、おのく、稻實卜部、禰宜卜部は、造酒童女、並に、物部人等を率ゐて、竈門、井、山積、意加美、水の六神を祭る。次に、おのく、齋院に、大多米酒甕醴を安く。次に、おのく、禰宜卜部、郡司等、酒造童女、物部人等を率ゐ、始めて、齋場の御井、童女の井を穿つ。時に、童女、まづ、齋鉏を執りて、御井を穿つ。次に、禰宜鉏を執りて、童女の井を穿つ。物部人、工夫、之を終はる。次に、おのく、御稻、並に、雜物を内院に遷し納る。次に、おのく、御稻を舂く。次に、おのく、小齋院の御

酒を醸す。

中旬、大多米酒殿の神を祭り、大多米酒を醸す。次に、おのく、神服使、並に、國司、齋場預は、服長、織女等を率ゐて、神服院の地を鎮め、兩國相共に神服院を造る。造酒童女、鋤を執り初めて、四隅の柱塔を穿ち、工夫、これを終はる。次に、各、大嘗宮の材を採るを以て、禰宜卜部、國司は、造酒童女、物部人等をひきゐて、山に向ひ山神を祭る。また、萱を艾るを以て、稻實卜部、宮主禰宜卜部、國郡司は、造酒童女、物部男等を率ゐて、野に向ひ野神を祭り、茲に、造酒童女、斧鎌を執り事を始む。役夫、これを終はりて、齋場に運び置き、おのく、木工寮をして、長上工を進らしめ、豐樂殿に、御座の板敷を作らしむ。衛門府は、豐樂院を掃除し、京職は、道橋を掃除し、諸氏の長者に、容儀端正にして、膳部に堪ふるもの、交名を進らしむ。次に、大政官は、符を京畿

の諸國司に下し散齋致齋、および諸の禁忌の事を告知せしむ。下旬、始めて、外院に、大嘗宮の雜殿を構ふ。次に、天皇、川に臨み祓禊す。晦、朱雀門の前に於て、大祓す。

十一月上旬、始めて、内院の御酒を釀す。次に、三國の御贄を進る。次に、おのく、藥灰を以て御酒に和す。次に、各會所の御贄を獻る。また、二所の供御雜器を進り、共に、内膳等の諸司に送る。次に、春宮坊、雜物を獻ず。これを主膳に送り、監せしむ。祭に先つこと七日、大嘗宮齋殿の地を鎮む。其儀は、神祇官、中臣、忌部の官人、次に依り、悠紀の國司、および、稻實卜部、禰宜卜部、造酒童女、燒灰等を率ゐて事を行ふ。宮主、再拜兩段にして、祝詞を讀む。主基も、亦、これに準じ鎮め畢る。二國の童女、おのく、木綿つけ賢木を執り、神殿の四隅、茲に、門處を捌き、齋鉞を執り、始めて、殿の四隅の柱塔を穿ち、然る後、諸工、一時に手を下

し、これを作り、五日にして功を畢らしむ。既にして、中臣、忌部は、御巫等を率ゐ、殿および門を祭る。次に、物部人、および標部領、擔夫等に裝束を賜ふ。祭に前つ一日、所司、承光、顯章兩堂の前に、縦に七丈の幄、おのく、一字を立て、小齋人の座を設け、暉章堂の前に、横に五丈の幄二字を立て、西を參議以上の座とし、東を五位以上の座とす。其西幄の北二許丈に、皇太子の輕幄を立て、修式堂の前に、五丈の幄二字を立て、東を親王の座とし、西を五位以上の座とす。廻立殿の北に、横に五丈の幄一字を立て、内侍の座を設く。其日薄暮に、參議已上、宮内省に就き、齋服を、神祇官の伯以下、事を執る者に賜ふ。

卯の日、明神祇官は、幣帛を祈年案上の諸神に班つ。この日、中臣官、卜部を率ゐ、宮内省に於て、諸司の小齋人を卜ひ、訖り、各私舎に還り、沐浴齋服して、集に赴かしむ。別に、中臣、忌部の官

人、各一人を差し、縫殿、大藏等の官人を率ゐて、衾單を、大嘗宮の悠紀殿に置き、内藏の官人を率ゐて、御服、竝に、絹幘頭を、廻立殿に置き奉る。諸衛は、大儀を設け、諸司は、威儀の物を陳ぬること、元日の儀の如し。但、兵部、兵庫は與らず。石上、榎井二氏の人、各二人、内物部四十人を率ゐて、楯戟を、大嘗宮の南北門に立て、即、分れて楯下の胡牀に就き、伴、佐伯二氏の人各一人、分れて宮門左右内掖の胡牀に就く。近衛、兵衛、衛門府、竝に、隊仗を引き、分れて大嘗宮を衛る。門部は、諸門の出入を糾察し。隼人司は、隼人を率ゐ分れて朝集殿の前に立ち、門を開くを待ち、やがて發聲す。中務輔、丞は、大舍人及舍人を率ゐ、宮内輔、丞は、主殿、掃部等の寮、および、殿部、掃部等を率ゐ、竝に、公服して威儀物を執り、左右に分陳す。式部は、皇太子以下の版を、大嘗宮の南門外の庭に設く。申時以前、主殿寮は、浴湯を供奉る。

時刻、悠紀、主基、供物を捧げて、共に、齋場よりいで、大嘗宮に詣る。悠紀は、左にありて宮城の東路よりし、主基は、右にありて、西路よりし、共に南に向ふ。其次第は、神祇官、神部、左右各二人、青摺の衣を服て、木綿著け賢木を執り、神服男七十二人、神服女五十人、竝に、青摺衣、日蔭鬘して、酒柏を執りてこれに次ぐ。神祇官一人、笏を把り路の中央に立つ。次に、神服宿禰一人、木綿襪、日蔭鬘をつけて、中頭に列る。次に、繒服の案、神服二人、青摺衣を着てこれを昇く。次に、悠紀の國、前行左右各十人、竝に、白杖を執る。以下主基も亦同じ湯二昇、部領これを夾み、擔丁これを昇ぐ。次に、主禮、左右各一人、次に、次第司一人、次に、標一基、役夫これを曳き、部領これを夾む。次に、行事、および、國郡司、竝に、眷族等の五位己上、白木を杖つき、左右に分行す。次に、稻實卜部一人、木綿襪、口蔭鬘して、青竹を執り中央に在り。次に、造酒童

女一人、白木輿に乗り、輿夫これを擔ふ。部領、白木を杖つきこ
 れを夾む。次に、御稻輿一基、擔丁これを昇く。次に、稻實公一人、
 青摺衣、木綿褌、日蔭鬘してこれを夾む。次に、御膳足別案八脚、
 女八人これを戴く。御酒足別案一脚、擔夫つぎに、主禮二人、次に、次第司
 一人、次に、黒酒二瓶、白酒二昇、夫八人、黒木の輿に載せ、飾るに
 蘿葛を以てす。次に、由加物八昇、各四人、火昇一荷、白杵、箕、薪
 火臺、松明、土火爐、榭葉、食薦、并に、置簀、韓竈、御水六甕、黒木の輿
 に載せ、草木の葉にて飾り、皆、榭を挿みたり。次に、禰宜卜部一
 人、木綿褌、次に、六位已下、國郡司、日蔭左右に分行す。次に、酒箋
 案一脚、次に、黒酒十缶、次に、主禮二人、次第司一人、次に、白酒十
 缶、飾、酒十口、次に、膳部、左右各十六人、次に、倉代物十輿、次に、
 膳部十六人、次に、雜魚鮓一百缶、次に、主禮二人、次第司一人、次
 に、肴物菓子十輿、飯一百櫃、次に、主禮二人、次第司一人、次に、酒

および、雜魚、菜、各一百缶、擔夫皆青摺衣を次に、主禮二人、次第司
 一人、次に、後陣、左右各十人、共に、七條衢に到りて相會し、朱雀
 大路に出づ。時に、神祇官、並に、神服等、悠紀の行より進みいで、
 大路の中央に立つ。悠紀、主基、相分れて、朱雀門の前に到りて
 留る。これより先、阿波の忌部一人、木綿著け賢木を執り、前行
 し、四人、麤妙服の案を昇き、預、神祇官に備へ置き、相待ちて、供
 物既に到るとき、神祇官より進みて、繪服の案後に就く。衛門
 府、會昌、應天、朱雀の三門を開くこと、元日の儀の如し。供物、應
 天門より入るとき、隼人門内にあり、胡牀より起ちて發聲三
 節。神祇官中臣一人、神部等を率ゐ、祓麻、鹽湯を持ちて、供神物、
 並に、雜物に灑き、潔め、訖りぬ。神祇官一人、神服の男女を率ゐ、
 膳屋に到り、酒柏を置きて退く。次に、神祇官は左右に分列し、
 兩國の供神物を率ゐて、大嘗宮の南門外に到る。かくて、悠紀

は、左に廻はり、主基は、右に廻り、共に、北門に到りて、兩國の獻物を膳屋に收む。神祇官は、神服宿禰を率ゐ、繪服の案を捧げ、忌部官一人は、麤服の案を捧げ、共に、悠紀殿、主紀殿の神座の上、に奠き奉りて出づ。衛門府、三門を閉づ。神祇官は、留りて北門の左掖に候せり。造酒童女、御飯稻を舂く。次に、酒波等、且舂き、且歌ひて、舂き畢りぬ。伴造は、火を鑽り、安曇宿禰これを吹く。伴造は、御飯を炊き、内膳司は、諸氏の伴造を率ゐて、御膳を料理し、宮内省の官人、左右に分れ、大膳職、造酒司を率ゐて、供神の物を陳ぬ。高橋朝臣、安曇宿禰各一人、多賀須伎を撃け、膳部、次に依りて立ち、大嘗宮に入りて、共に案頭につき、前頭まづ、案上に奠き、自餘の物は、手を以てつきく、に相傳へ奠き奉りて出づ。

酉の刻、主殿寮、燈燎を、悠紀、主基兩院に設く。伴、佐伯宿禰各一

人、各門部八人を率ゐ、庭燎を南門外に設けて通夜す。戌刻、天皇、廻立殿に幸し、沐浴し、訖りて祭服を著け給ひ、徒跣にて大嘗宮に幸し給ふ。この夜警蹕せず。殊に、高聲を禁ず。其御路に、大藏省、あらかじめ、布單を地上に鋪き、宮中も、亦、かくの如くす。宮内輔二人、左右膝行して、葉薦を其上に敷き、天皇歩みて進み給ふ。掃部、允以上二人、御歩に従ひ、是を卷く。還御も、亦、かくの如くするなり。大臣一人、中臣、忌部、御巫、媛女を率ゐて前行す。主殿官二人、燈を乗り路を照す。車持朝臣一人、菅笠を執り、笠取直各一人、ともに膝行して、蓋の綱を執り奉る。還御も、亦、是の如くす。既にして、悠紀の正殿におはしまし、小齋の群官、各座に就く。但、大齋の人は、宮門外に留まれり。伴、佐伯宿禰各一人、大嘗宮の南門を開く。衛門府は、朝堂院の南門を開く、宮内官人、吉野國栖、櫛の笛工、各十人を率ゐて參入し、古風を奏

す。悠紀の國司、歌人を率ゐ、國風を奏し、伴、佐伯宿禰各一人、語部十五を率ゐて參入し、古詞を奏せしむ。皇太子、および親王、大臣以下參入して、幄下の座に就く。六位以下、暉章、修式兩堂の後に、次に依りて列立す。群官初めて入る時、隼人聲を發し、立ち定まるにおよびて止む。國國栖は、古風を奏すること五成。次に、悠紀の國風を奏すること四成、次に、語部、相つぎて古詞を奏し、隼人司は、隼人等を率ゐ、御座所の屏外に參入し、立ちて、風俗の歌舞を奏す。皇太子以下在位官、庭中の版に就き、跪きて、四度拍手し、訖りて出づ。たゞ、五位退きて幄の座に就く。亥一刻、天皇親、御饌を、天祖および群神に供す。其儀は、膳伴造一人、火炬を執り前行す。次に、采女朝臣二人、左右に分列し、次に、宮主卜部一人、鬘、禪を著け、竹杖を執りて道の中央にあり。水取司、水取連一人、海老鱈、鹽槽をとり、これに次ぎ、水部一人、

多志良加を執り、典水二人、巾筥と、刀子筥を執り、采女八人、各供神、並に、供御の雜物等を執りてこれに次ぐ。内膳司、高橋朝臣一人、鰻汁漬を執り、安曇宿禰一人、海藻汁漬を執り、膳部六人、各供神、並に、供御の雜物等を執りてこれに次ぎ、酒部二人、酒案を昇き、又、二人、黒酒、白酒の案を昇き、これに次ぐ。神食薦、御食薦を備へ、やがて、祀所に詣り給へば、典水、御水を供し奉る。天皇、盥ひ嗽き給ひて、祝詞を宣り給ひ、親、御著を以て神饌を盛り給ひ、これを采女に授く。采女、これを神食薦の上に奠き、葉盤を奉る。天皇、八種の肴を合せ盛り給ひて、采女に授け、鰻海藻の汁漬を盛り加へて、これを供へ、次に、菓子を供ふ。その、高須伎、枚須伎、山坏等の器に盛るは、皆、葉椀にする。笠形の葉椀を覆ひ、木綿を結びたれてこれを裝ふ。次に、采女、清酒および、瓶子を執り、本柏に盛りて、天皇に奉る。天皇、これを神饌

に注ぎ、柏葉を饌上に置き奉る。采女、祝き辭を奏して曰く、先に挟み給ふべき物を、後に挟み給ひ、咎ありとも、神直び大直びに受け給へと、御箸を撤し、筥に納れ、更に、御箸を祭餘の御飯に加へ奉る。天皇、少し御頭を低れ、御手を拍ち、唯と稱し給ひきこしめさるゝこと常の如し。次に、御酒を進ること八度、また、進るたびごとに、御手を拍ち、唯と稱してきこしめし給ふ。四刻に、まづ、御食薦を撤し、次に、神食薦を撤し奉る。これを夕膳といふ。禮畢りて、廻立殿に還らせ給ひ、沐浴して御服を易へ主基殿に遷らせ給ふ。寅一刻、御饌を進ること、悠紀の儀の如くす。これを、曉膳といふ。辰の日、卯の一刻、廻立殿に還りまして、祭服を釋き内に還らせ給ふ。警蹕侍衛、常の如し。祭禮已に畢り、百官各退く。伴、佐伯宿禰、大嘗宮の門を閉づ。二刻、神祇官中臣、忌部は、御巫等を率ゐて、大嘗宮を鎮祭し、兩國悠紀主基

の人夫をして、これを壞たしめ、其宮地を鎮祭す。四刻、神祇官仁壽殿を祭る。

これよりさき、所司、豐樂院を掃除し、兩國おのゝ御帳を殿上に設く。諸司の供帳、元日の儀の如し。辰の二刻、天皇、豐樂院に幸し、須臾、清暑堂に留り給ひ、やがて、悠紀帳にいでまし給ふ。所司、豐樂、儀鸞の二門を開く。皇太子、及、親王已下五位以上、參入して版に就く。六位以下、踵いて入る。神祇官、中臣、賢木を捧げ、入りて版就き、跪きて天神の壽詞を奏す。群臣、皆跪く。奏し訖りて、忌部、神璽の鏡劍を奉り、中臣、忌部、共に出づ。親王已下皆起つ。次に、辨大夫、いりて段に就き、跪きて、兩國の獻ずる饌物の色目を奏して出づ。皇太子以下、在位官、手を拍つこと四段、次を以て退出す。是時、大臣は、左近陣の西、少し南に於て座に謝し、東階より昇り座に就く。宮内省は、大膳職、造、酒司

を率ゐて供物を執り、進みて庭中に列ね。皇太子殿に昇り座の東に到り、西面して座に謝し、酒に謝して座に就く。大臣、少納言をして大夫を喚ばしむ。少納言、唯と稱し、出でしこれを喚ぶ。親王、己下在官、唯と稱す。参議以上、まづ入る。諸仗共に起つ。次に、五位以上参入す。式部録、容止を稱ふ。次に、六位以下参入す。省掌、亦、容止を稱ふ。大臣、侍座を宣す。親王以下、唯と稱し座に謝し、訖りぬ。造酒正、空蓋を把り、進みて貫主に授け授受に跪く。更に還り、卻くこと二三許丈、北面して立ち、酒に謝す。造酒正、蓋を把り、尊所に還る。参議以上、分れて顯陽、承歡兩堂に就き、六位以下、分れて觀德、明義兩堂に就く。諸仗、共に座す。己の一刻、御饌を供し奉る。次に、辨官、兩國の饌物を諸司に班ち賜ひ。悠紀、當時の鮮味を供し奉る。次に、國司は、風俗歌人等を率ゐる歌ひつゝ、参入し、やがて、風俗の歌舞を奏す。次に、所司、

樂を奏して出づ。次に、御挿頭、和琴、衾襖子ふすまかたらいを献し、訖りて、天皇、清暑堂に還らせ給ひ、更に、主基の帳にいでまし給ふ。其儀、悠紀の如し。次に、悠紀の祿、獻物の韓櫃を、殿の前庭に列ぬ。酉の刻、祿を賜ひ訖りて、天皇、清暑堂に還らせ給ふ。己の日、辰の刻、悠紀の帳にいてまし給ふ。其儀、一に辰の日と同じ。悠紀の人、倭舞を奏し、雅樂寮、樂を奏す。未の刻、主基の帳にいてます。其儀、上に同じ。主基の祿、獻物の韓櫃を、殿の前庭に列ぬ。次に、御膳を供し奉る。次に、主基の人、田部を奏す。次に、御膳を薦め奉る。次に、雅樂寮、樂を奏し、祿を賜ふこと、辰の日に同じ。亥の刻、天皇、清暑堂に還らせ給ふ。午の日卯の刻、悠紀、主基、兩國の帳を撤す。所司、高御座たかみくらを裝飾し、舞臺を殿前に構ふ。時刻、天皇、清暑堂より出で、豐樂殿の高御座に遷らせ給ふ。次に、皇太子、親王以下在位官入り、次に、式部、兵部の兩省、位に叙すべき者を

率ゐ、入りて中庭に立つ。敕して叙し訖りぬ。所司、供御の膳を加へ、主膳監、東宮の饌を供す。大膳職は、群臣の饌を送る。一觴の後、吉野國栖儀鸞門の外に歌笛を奏し、並に御贄を獻ず。伴佐伯二氏は、舞人を率ゐ入りて、久米舞を奏す。次に、安倍氏の人、吉志舞を奏す。次に、悠紀、主基の兩國司、歌人、歌女を率ゐて、風俗樂を奏す。次に、大歌、並に、五節舞を奏し訖りぬ。皇太子、まづ起ちて座の後にあり。小齋の親王已下五位已上、殿堂を下りて列び立つ。次に、治部、雅樂は、工人を率ゐて立歌を奏す。次に、神服女、解齋を倭舞に供す。次に、神祇官、中臣、忌部および、小齋侍從以下、番上以上左右に分れて入り、造酒司、人ごとに栢を賜ふ。やがて、酒を受けて飲み訖り、栢を鬘と爲し、倭舞す。大膳、大炊、造酒、および、兩國司に、酒食を給び訖りて、齋服を解き、常服を著く。親王以下、おのゝろ、祿を賜はり、再拜退出す。天皇、

宮にかへらせ給ふ。時に、解齋の公卿以下、宮内省座に就き、神祇官、まづ、解齋の歌を奏す。雅樂寮これに次ぐ。宮内亟、神祇祐等、倭舞をまひ訖りて、食を賜ふ。手を拍つこと四段、おのゝろ退出す。未の日、神祇官、並に、諸司六位以下の官人、および、兩國の國郡司、役夫以上に、祿を賜ふことおのゝろ、差あり。晦日、朱雀門に於て、大祓すること、二季六月十二月の儀の如し。十二月上旬、禰宜卜部を、兩齋國に遣して、御膳の八神を祭り、物部人等を召し集め、解齋解除す。

およそ、大嘗會の雜用料は、二齋國をして、正稅稻各一萬束を輸せしめ、齋郡に、調庸の雜物を輸せしめ、又、諸道をして、交易の雜物を進り、これを助けしむ。紀伊、阿波、淡路は、特に雜贄を進り、河内、和泉、尾張、參河、備前は、雜器を進る。これを由加物といふ。其他、また、所司をして、雜物、雜器を進らしめて、其用に充

つ。延喜の制、大抵これに因れり。

中臣氏、忌部氏の、大嘗祭の儀に與るは、最大典たるを以て、歴世これを改むることなかりき。中世このかた、忌部氏いたく衰へて、祖業をつくこと能はず。天長中に至り、鏡劍は重器なり、下部に委ぬべからずと奏するものあり。朝議これに従ひ、忌部の鏡劍を奉る禮、一たび絶えたり。蓋、貞觀に至り、舊制に復せしなり。後朱雀天皇の時、齋部爲賀、其事に供奉し、其後の禮竟に絶え、たゞ其辭を奏するのみとなりぬ。また、悠紀、主基二國の如きも、宇多天皇より以後、これを卜定せず。二國を點定し、たゞ齋郡を卜定するみとのなりき。延喜以後、大抵、近江を悠紀とし、備中、丹波、遞に主基とす。朝政已に衰ふるに及び、舊制行はれず。因て、制して、國衙、莊園に賦課して、祭事の料に供す。白河、鳥羽の二帝より後、專、其制に従へり。故に、行事多

く舊式に乖くあり。高倉天皇位に即き給ふ歲、大嘗祭行事所奏して曰く、大嘗祭供神物の支用は、毎國に定め充るもの、式條に載する時は、官符下知に従ひ、期限を延ぶべからず。未かるに、諸國司等、事故に託し、其勤を致さず、一代の大典、これが爲に闕怠を致せり。願はくは、長和、寛治の例に仍り、制に従はざる者は、大祓を科し、見任を解くこと、法の如くせん。又、祭儀未終らざるに、諸人集り來て、大嘗宮、および、齋場を壞ち取り、或は、これが爲に、鬪争傷害の事あり。請はくは、檢非違使、若くは、武士をして、宮内を守護せしめんと、竝に、敕してこれに従ひ、官符を畿内七道に下して、其制を布告せしめたり。朝政衰ふといへども、天下力を合せて、天祖に仕へ奉ること、猶此の如し。然れども、是より後、陵夷ますます甚しく、故實多く埋亡す。後醍醐天皇南遷し給ひし後、大嘗祭遂に廢し、北朝、僅に其禮

行はれし事あるのみなりき。後龜山天皇神器を後小松天皇に傳へ給ひしより、後花園天皇の御宇までは、大嘗祭の儀行はれたりしが、後土御門天皇踐祚し給ひし時は、天下大に亂れ、兵革やまず。王室式微をきはめ、即位の禮さへ久しく行ふこと能はず。大嘗祭遂に又廢したり。後花園天皇の永享二年より、二百五十六年を経て、東山天皇の貞享四年に、始めて再興せられたり。然るに、中御門天皇位に即き給ひて、大嘗祭また行はれず。櫻町天皇、享保二十年十一月に、位に即き給ひしかば、翌元文元年に、大嘗祭あるべき例なれども、行はれず。二年は諒闇たり。三年五月、勅して大嘗祭を再興し、其用度を幕府に命ぜしめ給ふ。關白一條道香、諸司代土岐丹波守を召し、勅旨を傳ふ。丹波守、即日、使を關東に發し、晝夜兼行これを幕府に達す。將軍德川吉宗、命を拜し、高家上杉彈正少弼を京に

遣し、大嘗祭の雜用を進獻せんことを奏せしむ。貞享より五十一年にして、大嘗祭復、再興せられたり。蓋、德川宗堯朝禮の衰頽を慨き、これを奏せしに因てなり。八月、國郡を卜定し、近江國志賀郡を悠紀とし、丹波國桑田郡を主基とし、九月三十日御禊、十月九日、悠紀、主基の國、風俗歌各十首を獻ず。十一月一日、御屏風各六帖、和歌各十八首を獻ず。詠進は、風俗、御屏風ともに、悠紀は正二位藤原朝臣光榮、主基は正二位藤原朝臣資時なり。當日、前行大臣は、右大臣一條道香、中臣は、伊勢大宮司長矩、忌部代阿野權中納言實惟、劔は、左中將橋本實文、璽は、右中將小倉宣季、これを捧持す。貞觀、延喜の制は、宏大にして、當世模すべからず。專江家次第に載せたる、中古以後の略儀に據り、更に省略に従ひ、貞享に行はれし式の缺漏を補ひ、其儀を嚴にす。世に元文大嘗會式といふ。この後、歷世この制に

從ふ。

今上登極の初、内外事多し、未、大嘗祭を行ふこと能はず。明治四年に至り、始めて其儀あり。其制は、元文の式よりも、尙古式の盛典に則りて、大に損益する所あり。大伴、佐伯の二氏、門部を率ゐて宮門に候する。神祇官の中臣、忌部、御巫、猿女、および、車持朝臣、笠取直、高橋朝臣、安曇宿禰等の名を用ふるを廢し、神祇官以下、祭事に供奉するもの、皆、現任の官名を用ふ。五月二十二日、神祇官、神殿にて、悠紀、主基の國郡卜定の式あり。甲斐國、巨摩郡を悠紀とし、安房國、長狹郡を主基とす。民部省は、甲府縣、花房藩に下知し、各、齋郡を管知せしむ。九月九日、拔穗使を悠紀の國に遣し、齋院の點定、並に、鎮祭、拔穗等の式を行はしめ。二十三日、使、主基の國に到る。次第上の如し。十月十四日、天皇、親、神宮、並に、諸社の幣物を覽はし、これを神祇官に授

け、奉幣宣命使をして、班幣せしめ給へり。

十一月十五日、神祇官は、式部寮、土木寮を率ゐて、宮地を鎮祭し、神門、並に、悠紀、主基兩宮を祭る。

卯の日、十七、平明、大嘗宮の四門に、賢木を樹つ。其儀、正面に、鏡、劍、玉を懸け、五色の帛を着く。次に、神部等、神門、中門、腋門、南門に候す。次に、内舍人、廻立殿、および、行在所の諸門を警衛す。次に、式部寮、群官の版を、大嘗宮神門外の庭上に設く。かくて、悠紀、主基兩國の神物を、齋場より運び、大嘗宮に到り、各、膳屋に納む。大掌典、神部を率ゐて、忌火の燈燎を兩殿に設く。同時に、神部等、庭燎を、神門、および、中門外に設く。勅任以下諸員、中門外の幄舎につく。悠紀、主基兩地方の知事、參事等、着席し、訖りぬ。これよりさき、天皇、行在所に幸し給ひ、時刻、帛の御衣を服し給ひ、この時、廻立殿に幸し、西方の御床子につかせ給ふ。親

王、太政大臣、參議、諸長官、神祇輔、式部頭等、廻立殿の庭上の座につく。宮内省、御湯を供し、天皇、御祭服を服させ給ふ。式部頭、時刻を奏し、悠紀殿に渡御し給ふ。其儀、神祇官の官人、預、二幅の布單を御路に鋪く。御歩の時、侍從二人、左右に膝行し、葉薦を其上に鋪き、宮内の官人、御後に候し、御歩に隨ひてこれを捲く。御前、神祇大少輔、次に、太政大臣、次に、侍從二人、燭を乗り左右に分行す。宸儀、御徒跣、侍從長二人、劍璽を捧げ、侍從、御蓋を上り、御綱を張る。御後に、親王、參議、諸長官、式部頭等扈從す。從一位中山忠能、列外に隨行す。悠紀の御祭式畢りて、主基の儀、また、悠紀の如し。辰の日十八、豐明節會の式あり。神祇大輔從四位福羽美靜、天神壽詞あまつかみのことばを奏す。兵部省、海陸軍各所に於て、祝砲を發す。また、三職、式部、外務卿、輔、神祇輔、丞、宮内丞、延、遼館へ參向し、各國公使に饗饌し。白酒、黒酒の神酒を賜ひ、伶人、樂

を奏す。公使、祝辭を上る。大臣、これに應ず。饗畢りて各退出す。この日、大阪、神奈川、兵庫、新潟、長崎、函館の各港に在留する岡士以下に、饗饌を賜へ、各省の雇外人に、省中に於て、饗饌を賜ふ。巳の日十九の節會の次第、大抵、辰の日の如し。四十二年二月、登極令を制定し給ひ、更に、大嘗祭の次第を著さる。

登極令

第一條 天皇踐祚ノ時ハ即チ掌典長ヲシテ賢所ニ祭典ヲ行ハシメ且踐祚ノ旨ヲ皇靈殿神殿ニ奉告セシム

第二條 踐祚ノ後ハ直ニ元號ヲ改ム(元號ハ樞密顧問ニ諮詢シタル後之ヲ勅定ス)

第三條 元號ハ詔書ヲ以テ之ヲ公布ス

第四條 即位ノ禮及大嘗祭ハ秋冬ノ間ニ於テ之ヲ行フ(大嘗祭ハ即位ノ禮ヲ訖リタル後續テ之ヲ行フ)

第五條 即位ノ禮及大嘗祭ヲ行フトキハ其ノ事務ヲ掌理セシムル爲宮中ニ大禮使ヲ置ク(大禮使ノ官制ハ別ニ之ヲ定ム)

第六條 即位ノ禮及大嘗祭ヲ行フ期日ハ宮内大臣國務各

大臣ノ連署ヲ以テ之ヲ公告ス

第七條 即位ノ禮及大嘗祭ヲ行フ期日定マリタルトキハ之ヲ賢所皇靈殿神殿ニ奉告シ勅使ヲシテ神宮神武天皇山陵竝前帝四代ノ山陵ニ奉幣セシム

第八條 大嘗祭ノ齋田ハ京都以東以南ヲ悠紀ノ地方トシ京都以西以北ヲ主基ノ地方トシ其ノ地方ハ之ヲ勅定ス第九條 悠紀主基ノ地方ヲ勅定シタルトキハ宮内大臣ハ地方長官ヲシテ齋田ヲ定メ其ノ所有者ニ對シ新穀ヲ供納スルノ手續ヲ爲サシム

第十條 稻實成熟ノ期至リタルトキハ勅使ヲ發遣シ齋田ニ就キ稜穗ノ式ヲ行ハシム

第十一條 即位ノ禮ヲ行フ期日ニ先タチ天皇神器ヲ奉シ皇后ト共ニ京都ノ皇后ニ移御ス

第十二條 即位ノ禮ヲ行フ當日勅使ヲシテ之ヲ皇靈殿神

殿ニ奉告セシム(大嘗祭ヲ行フ當日勅使ヲシテ神宮皇靈殿神殿竝官國幣社ニ奉幣セシム)

第十三條 大嘗祭ヲ行フ前一日鎮魂ノ式ヲ行フ

第十四條 即位ノ禮及大嘗祭ハ附式ノ定ムル所ニ依リ之ヲ行フ

第十五條 即位ノ禮及大嘗祭訖リタルトキハ大饗ヲ賜フ

第十六條 即位ノ禮及大嘗祭訖リタルトキハ天皇皇后ト共ニ神宮神武天皇山陵竝前帝四代ノ山陵ニ謁ス

第十七條 即位ノ禮及大嘗祭訖リテ東京ノ宮城ニ還幸シタルトキハ天皇皇后ト共ニ皇靈殿神殿ニ謁ス

第十八條 諒闇中ハ即位ノ禮及大嘗祭ヲ行ハス

第一編 踐祚ノ式

賢所ノ儀 三日間之ヲ行フ但シ第二日 第三日ノ儀ハ御告文ナシ

時刻御殿ヲ裝飾ス○次ニ御扉ヲ開ク○次ニ神饌色目時ニ臨ミ之ヲ定ム

以下神饌又ハ幣物ニ付キ別ニ分注ヲ施サザルモノハ皆之ニ倣フヲ供ス○次ニ掌典長祝詞ヲ奏ス

○次ニ御鈴ノ儀アリ内掌典奉仕○次ニ天皇御代拜掌典長奉仕衣冠單御告

文ヲ奏ス○次ニ皇后御代拜掌典奉仕衣冠單○次ニ神饌ヲ撤ス○次

ニ御扉ヲ閉ツ○次ニ各退下

皇靈殿神殿ノ奉告ノ儀

其ノ儀賢所第一日ノ式ノ如シ御鈴ノ儀ナシ

劔璽渡御ノ儀

時刻賢所第一日ノ式ヲ行フト同時 大勳位國務大臣樞密院議長元帥便殿ニ

班列ス但シ服装通常服關係諸員亦同シ○次ニ出御御通常服御椅

子着御ニ式部長官宮内大臣前行シ侍從長侍從侍從武官長侍從

武官御後ニ候シ皇太子又ハ皇太子孫以下之ニ倣フ親王王供奉ス○次ニ劔

璽渡御侍從奉仕國璽御璽之ニ從フ内大臣秘書官捧持式部次官内大臣前行

シ侍從武官扈從ス○次ニ内大臣劔璽ヲ御前ノ案上ニ奉安

ス○次ニ内大臣國璽御璽ヲ御前ノ案上ニ置ク○次ニ入御

式部長官宮内大臣前行シ侍從劔璽ヲ奉シ侍從長侍從侍從

武官長侍從武官御後ニ候シ皇太子親王王供奉ス○次ニ内

大臣國璽御璽ヲ奉シテ内大臣秘書官捧持退下○次ニ各退下

注意天皇未成年ナルトキハ供奉員中親王ノ上ニ攝政

ヲ加ヘ襁褓ニ在ルトキハ女官奉抱シ攝政奉扶ス以下

之ニ倣フ

踐祚後朝見ノ儀

當日何時文武高官有爵者優遇者朝集所ニ參集ス召スベキ者ハ時ニ臨ミ

之ヲ定ム、以下別ニ分注ヲ施（但シ服裝男子ハ大禮服正裝正服服
サザルモノハ皆之ニ倣フ 制ナキ者ハ通常禮服女子ハ中禮服關係諸員亦同ジ）○次ニ
 式部官前導諸員正殿ニ參進本位ニ就ク○次ニ式部官警蹕
 ナ稱フ○次ニ天皇御正裝出御御椅子（式部長官宮内大臣前行シ
 侍從劔璽ヲ奉シ侍從長侍從侍從武官長侍從武官御後ニ候
 シ皇太子親王王供奉ス）○次ニ皇后御中出御御椅子（皇后宮大
 夫前行シ女官御後ニ候シ皇太子妃又ハ皇太孫妃親王妃內親
 王王妃女王供奉ス）○次ニ勅語アリ○次ニ內閣總理大臣御
 前ニ參進奉對ス○次ニ天皇皇后入御供奉警蹕出御ノ時ノ
 如シ）○次ニ各退下

（注意）天皇未成年ナルトキハ勅語ノ項ヲ攝政御座ノ前
 面ニ參進東方ニ侍立シ勅語ヲ傳宣ストス

第二編 卽位禮及大嘗祭ノ式

賢所ニ期日奉告ノ儀

當日何時御殿ヲ裝飾ス

時刻文武高官有爵者優遇者朝集所ニ參集ス（但シ服裝男子

ハ大禮服正裝正服服制ナキ者ハ通常禮服女子ハ中禮服袴

ヲ以テ之ニ代關係諸員亦同シ式部職掌典部樂部職員中掌典長掌典次
フルコトヲ得長掌典樂官ハ衣冠單其ノ他ハ布衣單

○次ニ皇太子皇太子妃親王妃內親王王王妃女王綾綺

殿ニ參入ス○次ニ天皇皇后綾綺殿ニ渡御○次ニ天皇ニ御

服御束帶黃櫨染御袍未成年ナルヲ供ス侍從○次ニ天皇ニ御手

水ヲ供ス同○次ニ天皇ニ御笏ヲ供ス同○次ニ皇后ニ御服

御五衣、御小鞋御長袴ヲ供ス○次ニ皇后ニ御手水ヲ供ス同○次ニ皇后ニ御

檜扇ヲ供ス同此ノ間供奉諸員皇太子、皇太子妃、親王妃、內親王、

長官、式部長官、侍從、皇后、服裝ヲ易フ男子ハ衣冠單、○次ニ大禮使高

大夫、大禮使次官、女官

等官著床○次ニ式部官前導諸員參進本位ニ就ク○次ニ御

扉ヲ開ク(此ノ間神樂歌ヲ奏ス)○次ニ神饌幣物ヲ供ス(此ノ間神樂歌ヲ奏ス)○次ニ掌典長祝詞ヲ奏ス○次ニ天皇出御(式部長官宮内大臣前行シ侍從劍璽ヲ奉シ侍從長侍從侍從武官長侍從武官御後ニ候シ皇太子親王王大禮使長官供奉ス)○次ニ皇后出御(皇后宮大夫前行シ女官御後ニ候シ皇太子妃親王妃内親王王妃女王大禮使次官供奉ス)○次ニ天皇内陣ノ御座ニ著御侍從劍璽ヲ奉シ外陣ニ候ス○次ニ皇后内陣ノ御座ニ著御女官外陣ニ候ス○次ニ天皇御拜禮御告文ヲ奏ス御鈴内掌典奉仕○次ニ皇后御拜禮○次ニ皇太子皇太子妃親王親王妃内親王王王妃女王拜禮○次ニ天皇皇后入御(供奉出御ノ時ノ如シ)○次ニ諸員拜禮○次ニ幣物神饌ヲ撤ス(此ノ間神樂歌ヲ奏ス)○次ニ御扉ヲ閉ツ(此ノ間神樂歌ヲ奏ス)○次ニ各退下

(注意)天皇襁褓ニ在ルトキハ天皇皇后ニ關スル儀注ヲ除キ御扉ヲ開クノ前ニ式部官前導攝政束及親王親王妃内親王王王妃女王參進本位ニ就クノ項ヲ加ヘ掌典長祝詞ヲ奏スノ次ニ御鈴ノ儀アリ内掌典奉仕及攝政拜禮御告文ヲ奏スノ二項ヲ加フ

皇靈殿神殿ニ期日奉告ノ儀

其ノ儀賢所ノ式ノ如シ御鈴ノ儀ナシ

神宮神武天皇山陵竝前帝四代ノ山陵ニ勅使發遣ノ儀

當日何時御殿ヲ裝飾ス○時刻大禮使高等官式部官著床(但シ服裝小禮服禮裝禮服通常禮服關係諸員式部職掌典部職員ヲ除ク亦同シ)○次ニ内閣總理大臣著床○次ニ勅使衣冠單帶劔笏烏皮履著床○次ニ式部官警蹕ヲ稱フ○次ニ出御御直衣式部長官衣冠宮内大臣

上同前行シ侍從上同御劔ヲ奉シ侍從長上同侍從上同侍從武官長侍
 從武官御後ニ候ス○次ニ幣物御覽侍立長侍立○次ニ神宮參向
 ノ勅使ヲ召ス○次ニ御祭文ヲ勅使ニ授ク宮内大臣奉仕○次ニ勅
 語アリ勅使退キテ幣物ノ傍ニ立ツ○次ニ幣物ヲ辛櫃ニ納
 ム○次ニ勅使幣物ヲ奉ジ殿ヲ辭ス此ノ時式部官警蹕ヲ稱
 フ○次ニ神武天皇山陵竝前帝四代ノ山陵參向ノ勅使ヲ順
 次ニ召ス○次ニ御祭文ヲ勅使ニ授ク宮内大臣奉仕勅使退キテ幣
 物ノ傍ニ立ツ○次ニ幣物ヲ辛櫃ニ納ム○次ニ勅使幣物ヲ
 奉シ殿ヲ辭ス此ノ時式部官警蹕ヲ稱フ○次ニ入御○供奉
 警蹕出御ノ時ノ如シ○次ニ各退下

(注意)天皇襁褓ニ在ルトキハ天皇ニ關スル儀注ヲ除キ
 勅使著床ノ次ニ攝政冠衣參進本位ニ就ク及攝政幣物ヲ
 檢ス掌典長侍立ノ二項ヲ加ヘ勅語ノ項ノ「勅語アリ」攝政

勅語ヲ傳宣ストス

神宮ニ奉幣ノ儀

其ノ儀神宮ノ祭式ニ依ル

神武天皇山陵竝前帝四代山陵ニ奉幣ノ儀

其ノ儀皇室祭祀令附式山陵ニ奉幣ノ式ノ如シ

齋田點定ノ儀

當日何時神殿ヲ裝飾ス○時刻大禮使高等官著床但シ服裝
 神宮其ノ他山陵ニ勅使發遣ノ儀ニ同ジ式部職樂部員ハ布衣單○次ニ御
 扉ヲ開ク此ノ間ニ神樂歌ヲ奏ス○次ニ神饌ヲ供ス此ノ間
 ニ神樂歌ヲ奏ス○次ニ掌典長祝詞ヲ奏ス○次ニ齋田點定
 ノ儀アリ○次ニ神饌ヲ撤ス此ノ間神樂歌ヲ奏ス○次ニ御
 扉ヲ閉ツ此ノ間神樂歌ヲ奏ス次ニ各退下

齋田拔穗ノ儀

當日何時齋場ヲ裝飾ス○時刻大禮使高等官地方高等官著床(但シ)服裝神宮其ノ他山陵ニ勅使發遣ノ儀ニ同シ○次ニ拔穗使衣冠隨員布衣ヲ隨ヘ齋場ニ參進本位ニ就ク○次ニ神饌幣物ヲ供ス拔穗使隨員奉仕○次ニ拔穗使祝詞ヲ奏ス○次ニ穗拔ノ儀アリ○次ニ幣物神饌ヲ撤ス拔穗使隨員奉仕○次ニ各退下

京都ニ行幸ノ儀

當日何時賢所御殿ヲ裝飾ス○時刻大禮使高等官著床(但シ)服裝大禮服正裝正服關係諸員亦同シ式部職掌典部樂部職員中掌典長掌典次長掌典樂官他ハ衣冠單其ノ他ハ布衣單○次ニ御扉ヲ開ク(此ノ間)神樂歌ヲ奏ス○次ニ神饌ヲ供ス(此ノ間)神樂歌ヲ奏ス○次ニ掌典長祝詞ヲ奏ス○次ニ天皇御代拜侍從奉仕衣冠單以下天皇御代拜ノ項ニ於テ別ニ分注ヲ施サザルモノハ皆本儀ニ同シ○次ニ皇后御代拜女官奉仕袴袴以下皇后御代拜ノ項ニ於テ別ニ分注ヲ施サザルモノハ皆本儀ニ同シ○次ニ神饌ヲ撤ス(此ノ間)神樂歌ヲ奏ス○次ニ御車ヲ御殿ノ南階ニ置

ス○次ニ賢所御車ニ乘御掌典奉仕

時刻文武高官有爵者優遇者竝夫人停車場ニ參集ス(但シ)服裝男子ハ大禮服正服正裝服制ナキ者ハ通常禮服女子ハ通常服關係諸員亦同シ鹵簿劔ニ奉仕スル掌典長掌典ハ衣冠單帶劔○次ニ皇太子皇太子妃親王親王妃內親王王王妃女王停車場ニ參着ス○次ニ賢所御車宮城出御○次ニ天皇皇后宮城出御(鹵簿ハ第一公式ヲ用キ)供奉諸員中ニ大禮使高等官掌典長掌典ヲ加フ○次ニ停車場ニ著御(此ノ時)諸員奉送○次ニ京都ニ著御(此ノ時)在京都親王親王妃內親王王王妃女王文武高官有爵者優遇者竝夫人服裝奉送諸員ニ同シ停車場ニ奉迎ス○次ニ停車場出御(鹵簿宮城出御ノ時ノ如シ)○次ニ皇宮ニ著御

賢所春興殿ニ渡御ノ儀

當日何時御殿ヲ裝飾ス○時刻大禮使高等官著床但シ服裝
 京都ニ行幸ノ儀ニ於ケル賢所著床ノ時ノ如シ○次ニ賢所
 殿内ニ渡御掌典奉仕○次ニ神饌ヲ供ス○次ニ掌典祝詞ヲ奏ス
 ○次ニ天皇御代拜○次ニ皇后御代拜○次ニ神饌ヲ撒ス○
 次ニ御扉ヲ閉ツ○次ニ各退下

即位禮當日皇靈殿神殿ニ奉告ノ儀

當日何時御殿ヲ裝飾ス○時刻大禮使高等官著床但シ服裝

大禮服白下衣袴正裝正服關係諸員亦同式部職掌典部職員中掌典次長掌典樂官ハ衣冠單其ノ他

衣單○次ニ御扉ヲ開ク此ノ間神樂歌ヲ奏ス○次ニ神饌幣

物ヲ供ス此ノ間神樂歌ヲ奏ス○次ニ掌典次長祝詞ヲ奏ス

○次ニ勅使侍從奉仕束帶拜禮御祭文ヲ奏ス○次ニ皇后宮使女官奉仕五衣

唐衣拜禮○次ニ諸員拜禮○次ニ幣物神饌ヲ撒ス此ノ間神

樂歌ヲ奏ス○次ニ御扉ヲ閉ツ此ノ間神樂歌ヲ奏ス○次ニ

各退下

即位禮當日賢所大前ノ儀

當日早旦御殿ヲ裝飾ス其ノ儀本殿ノ簾幌竝壁代ヲ更メ内
 陣ノ中央ニ天皇ノ御座短帖ヲ設ケ案ヲ安ク其ノ東方ニ皇后
 ノ御座短帖ヲ設ク○時刻建禮門及建春門ヲ開ク皇宮警部之
 ヲ警固ス

時刻文武高官有爵者優遇者竝夫人及外國交際官竝夫人朝

集所ニ參集ス但シ服裝男子ハ大禮服白下衣袴正裝正服服制ナ

キ者ハ通常禮服女子ハ大禮服關係諸員亦同式部職掌典部

典長掌典ハ束帶纓著○次ニ皇太子皇太子妃親王妃内親王

王王妃女王宣陽殿ニ參入ス○次ニ天皇皇后宣陽殿ニ渡御

○次ニ天皇ニ御服御束帶帛御袍未成年ナヲ供ス侍從奉仕○次ニ天

皇ニ御手水ヲ供ス同上○次ニ天皇ニ御笏ヲ供ス同上○次ニ皇

后ニ御服唐衣御裳ヲ供ス女官奉仕○次ニ皇后ニ御手水ヲ供ス同上

○次ニ皇后ニ御檜扇ヲ供ス同上此ノ間供奉諸員皇太子皇太子妃親王親王妃

内大臣侍從長大禮使次官式部長官侍從 服裝ヲ易フ男子ハ束帶纒著帶 女子ハ五衣唐衣裳

○次ニ儀仗兵建禮門外竝建春門外ニ整列ス○次ニ大禮使

高等官左右各三人南門外掖ニ參進衛門ノ本位ニ就ク但シ

服裝束帶冠卷纒綾縹袍闕腋纒著錦補褶錦攝腰 劔平緒ヲ 平胡籙箭ヲ

弓絲鞋○次ニ大禮使高等官左右各一人同判任官左右各六

人ヲ率キ司鉦司鼓ノ本位ニ就ク但シ服裝高等官ハ束帶冠

纒縹袍縫腋單下襲 劔平緒ヲ 鞞判任官ハ束帶冠細纒綾縹袍闕腋纒著單

纒著大口表袴石帶 劔平緒ヲ 鞞平緒ヲ 鞞判任官ハ束帶冠細纒綾縹袍闕腋纒著單

劔平緒ヲ 絲鞋○次ニ大禮使高等官左右各二十人威儀物太刀

兩面錦囊ニ納ル弓八張赤色綾囊ニ納ル壺 ヲ捧持シ參進本位ニ就ク

胡籙八具紫色綾囊ニ納ル棹八竿楯八枚 ヲ捧持シ參進本位ニ就ク

但シ 服裝束帶冠垂纒袍縫腋單下 劔平緒ヲ 鞞太刀捧持者ハ黑袍弓及

楯捧持者ハ縹袍 ○次ニ大禮使高等官左右各十人參進威儀ノ本位ニ

就ク但シ 服裝束帶冠卷纒綾縹袍闕腋纒著桂甲肩 劔平緒ヲ 胡籙箭ヲ

袍前列者ハ黑袍平胡籙 ○次ニ鉦及鼓ヲ擊ツ各三 ○次ニ大禮使

高等官前導朝集所ニ參集ノ諸員參進本位ニ就ク○次ニ御

扉ヲ開ク此ノ間神樂歌ヲ奏ス○次ニ神饌折敷高坏六基 幣物

ヲ供ス此ノ間神樂歌ヲ奏ス○次ニ掌典長祝詞ヲ奏ス○次

ニ天皇出御式部長官宮内大臣前行シ侍從劔璽ヲ奉シ侍從

長侍從侍從武官長侍從武官御後ニ候シ皇太子親王王内閣

總理大臣内大臣大禮使長官供奉ス○次ニ皇后出御式部次

官皇后宮大夫前行シ女官御後ニ候シ皇太子妃親王妃内親

王王王妃女王大禮使次官供奉ス○次ニ天皇内陣ノ御座ニ

著御侍從劔璽ヲ案上ニ奉安ス○次ニ皇后内陣ノ御座ニ著

御皇太子皇太子妃親王妃内親王王王妃女王南廂ニ侍

立シ内閣總理大臣宮内大臣内大臣侍從長式部長官侍從皇

后宮大夫式部次官女官其ノ後ニ侍立ス侍從武官長侍從武
 官便宜ノ所ニ候ス○次ニ天皇御拜禮御告文ヲ奏ス御鈴内掌
典奉仕
 ○次ニ皇后御拜禮○次ニ皇太子皇太子妃親王親王妃内親
 王王王妃女王拜禮○次ニ天皇皇后入御供奉出御ノ時ノ如
シ○次ニ諸員拜禮○次ニ幣物神饌ヲ撒ス此ノ間神樂歌ヲ
奏ス○次ニ御扉ヲ閉ツ此ノ間神樂歌ヲ奏ス○次ニ鉦及鼓
 ヲ擊ツ各三○次ニ各退下

(注意)天皇襁褓ニ在ルトキハ皇太后皇太后ナキトキハ奉抱
内親王又ハ親王妃
 シ御座ニ著御女官外陣ニ候ス皇太后ノ御服ハ皇后ニ
 同ジ御告文ハ攝政束帶
纒著御座ノ傍ニ參進之ヲ奏ス

即日早旦御殿ヲ裝飾ス其ノ儀本殿ノ南榮ニ日像五綵瑞雲
ヲ副フ繡
帽額ヲ懸ク母屋ノ中央南面ニ三層繼壇黒漆ヲ立テ高御座ヲ

安ク其蓋上中央ノ頂ニ大鳳形金一翼棟上ノ八角ニ小鳳形
 金各一翼搏風每角瑞雲
ヲ繪クノ上南北二角ニ大鏡各一面小鏡各四
 面每鏡兩傍ニ金銅彫鏤ノ八花形及
唐草形ヲ立テ各自白玉ヲ嵌入ス小鏡各二面ヲ立ツ蓋下ノ中央
 ニ大圓鏡一面棟下ノ八角ニ玉幡各一旒其ノ内面ニ御帳深紫
裏小葵形綾
裏緋色帛御帳ノ上層ニ金銅彫縷ノ唐草形帽額及蛇舌ヲ懸
 ク壇上第一層及第二層ニ赤地錦ヲ敷ク三層ニ青地錦ヲ敷
 キ其ノ上ニ縷網緣壘二枚大和錦緣龍鬢土敷一枚大和軟錦
 毯一枚東京錦毯一枚ヲ累敷シ御椅子ヲ立テ左右ニ螺
 鈿案各一脚ヲ安ク繼壇ノ下南東西三面ニ兩面錦ヲ敷キ其
 ノ北階ノ下ヨリ後房ニ至ル間筵道ヲ敷ク(高御座ノ東方ニ
皇后ノ御座ヲ設ク其ノ儀三層繼壇黒漆ヲ立テ御帳臺八角棟端
ヲ殿手ニ
作テ安ク其ノ蓋上中央ノ頂ニ靈鳥形金一翼ヲ立テ棟下ノ
八角ニ玉幡各一旒其ノ内面ニ御帳淺紫色小葵形
綾裏緋色帛ヲ懸ク其ノ

他ノ裝飾高御座ニ準ス軒廊ノ後面ニ綵綾軟障ヲ作り前面ニ青簾ヲ懸ク南庭櫻樹ノ南方ニ日像蠹旛赤地錦ニ日像ヲ一旛橘樹ノ南方ニ月像蠹旛白地錦ニ月像ヲ一旛ノ南ニ頭八咫鳥形大錦旛五彩瑞雲ノ錦ニ頭八咫鳥形ヲ繡シ戟竿ニ懸ク一旛ノ南ニ靈鷲形大錦旛五彩瑞雲ノ錦ニ金色靈鷲ヲ繡シ戟竿ニ懸ク一旛菊花章中錦旛青地錦黃地錦赤地錦白地錦紫地錦各一旛一旛菊花章小錦旛同左右各五旛順次之ヲ樹ツ大錦旛ノ前面ニ萬歲旛赤地錦上ニ嚴瓮及魚形ヲ繡シ下ニ金泥ヲ以テ萬歲ノ二字ヲ書シ左右各一旛ヲ樹テ小錦旛ノ前面ニ鉦鼓火燭臺ヲ戟竿ニ懸ク左右各十竿ヲ布列ス○時刻儀仗兵建禮門外竝建春門外ニ整列ス○時刻文武高官有爵者優遇者竝夫人及外國交際官竝夫人日華門外竝承明門外ニ列立ス兩門外ニ列立スル者ノ區別ハ時ニ臨ミ之ヲ定ム但シ服裝賢所大前ノ儀ノ如シ關係諸員ノ服裝同儀ニ於テ各別ニ注記シタルモノ亦同シ○

次ニ大禮使高等官三十人承明門日華門月華門以上左右各三人長樂門永安門以上左右各二人及左掖門右掖門以上左右各一人ノ外掖壇下ニ參進衛門ノ本位ニ就ク○次ニ大禮使高等官左右各一人同判任官左右各六人ヲ率キ日華門及月華門ヨリ參入シ司鉦司鼓ノ本位ニ就ク○次ニ大禮使高等官左右各二十人威儀物ヲ捧持シ日華門及月華門ヨリ參入シ中錦旛ノ前面ニ參進本位ニ就ク○次ニ大禮使高等官左右各十人日華門及月華門ヨリ參入シ南庭櫻樹ノ前面ニ參進威儀ノ本位ニ就ク○次ニ鉦及鼓ヲ擊ツ各三諸員列立○次ニ大禮使高等官前導門外列立ノ諸員殿上ノ東廂又ハ軒廊ニ參進東廂參進者ハ日華門ヨリ入り軒廊參進者ハ承明門ヨリ入り各其ノ本位ニ就ク○次ニ式部長官式部次官殿上ノ南廂ニ參進本位ニ就ク式部官東帶之ニ從フ○次ニ大禮使長官大禮使次官殿上ノ南廂ニ參進式部長官式部次

官ノ上班ニ就ク○次ニ内閣總理大臣宮内大臣殿上ノ南廂
 ニ參進大禮使長官大禮使次官ノ上班ニ就ク○次ニ皇太子
 親王王高御座前面ノ壇下ニ參進本位ニ就ク○次ニ式部官
 警蹕ヲ稱フ○次ニ天皇御服賢所ニ期日奉告ノ儀ニ同シ以下天皇ノ御服ニ付キ別ニ分注ヲ施サザルモノハ皆之ニ倣フ
 高御座北階ヨリ昇御侍從劔璽ヲ御帳中ノ案上ニ奉安シ御
 笏ヲ供ス内大臣高御座ニ昇リ御帳外東北隅ニ候シ侍從長
 侍從侍從武官長侍從武官高御座後面ノ壇下ニ侍立ス○次
 皇后御服即位禮當日賢所大前ノ儀ニ同シ以下皇后ノ御服ニ付キ別ニ分注ヲ施サザルモノハ皆之ニ倣フ御帳臺北階
 ヨリ昇御女官御檜扇ヲ供ス皇太子妃親王妃内親王妃女
 王御帳臺前面壇下ニ參進本位ニ就キ皇后宮大夫女官御帳
 臺ノ後面ノ壇下ニ侍立ス○次ニ侍從二人分進高御座ノ東
 西兩階ヨリ壇上ニ昇リ御帳ヲ奉ク訖テ座ニ復ス○次ニ女
 官二人分進御帳臺ノ東西兩階ヨリ壇上ニ昇リ御帳ヲ奉ク

訖テ座ニ復ス○次ニ天皇御笏ヲ端シ立御○次ニ皇后御檜扇
 ヲ執リ立御○次ニ諸員最敬禮○次ニ内閣總理大臣西階ヲ
 降り南庭ニ北面シテ立ツ○次ニ勅語アリ○次ニ内閣總理
 大臣南階ヲ昇リ南榮ノ下ニ於テ壽詞ヲ奏シ南階ヲ降ル○
 次ニ内閣總理大臣萬歲旛ノ前面ニ參進萬歲ヲ稱フ諸員
 之ニ和ス訖テ西階ヲ昇リ座ニ復ス○次ニ天皇皇后入御警
 蹕出御ノ時ノ如シ○次ニ鉦及鼓ヲ擊ツ各三○次ニ各退下
 (注意)天皇襁褓ニ在ルトキハ皇太后皇太后ナキトキハ内親王又ハ親王妃奉抱
 シ高御座帳内ニ御シ女官御帳外壇上西北隅ニ候ス皇
 太后ノ御服ハ皇后ニ同シ天皇未成年ナルトキハ攝政
束帶御帳外壇上東北隅ニ候シ内大臣ノ上班ニ就ク又
纒著勅語ノ項ヲ攝政御帳ノ前面ニ參進勅語ヲ傳宣ストス
 即位禮後一日賢所御神樂ノ儀

當日何時御殿ヲ裝飾ス○時刻文武高官有爵者優遇者竝夫
 人朝集所ニ參集ス(但シ服裝賢所ニ期日奉告ノ儀ニ同シ)○
 次ニ皇太子皇太子妃親王妃內親王王王妃女王宜陽殿
 ニ參入ス○次ニ天皇皇后宜陽殿ニ渡御以下天皇ニ御服御手水御
 扇ヲ供シ及供奉諸員服裝ヲ易フルノ儀アリ總テ賢所期日奉告ノ儀ニ同キヲ
 以テ今其ノ項ヲ掲ケズ但シ供奉員中皇族女子ノ服裝ハ五衣小袿長袴トス
 ○次ニ大禮使高等官着床○次ニ大禮使高等官前導諸員參
 進本位ニ就ク○次ニ御扉ヲ開ク(此ノ間神樂歌ヲ奏ス)○次
 御神饌幣物ヲ供ス(此ノ間神樂歌ヲ奏ス)○次ニ掌典長祝詞
 ヲ奏ス○次ニ天皇出御(式部長官宮内木臣前行シ侍從劔璽
 ヲ奉シ侍從長侍從侍從武官長侍從武官御後ニ候シ皇太子
 親王王內大臣大禮使長官供奉ス)○次ニ皇后出御(式部次官
 皇后宮大夫前行シ女官御後ニ候シ皇太子妃親王妃內親王
 王妃女王大禮使次官供奉ス)○次ニ天皇內陣ノ御座ニ著御

侍從劔璽ヲ案上ニ奉安ス○次ニ皇后內陣ノ御座ニ著御○
 次ニ天皇御拜禮御鈴內掌
 典奉仕○次ニ皇后御拜禮○次ニ皇太子皇
 太子妃親王妃內親王王王妃女王拜禮○次ニ御神樂○
 次ニ天皇皇后入御(供奉出御ノ時ノ如シ)○次ニ諸員拜禮○
 次ニ幣物神饌ヲ撤ス(此ノ間神樂歌ヲ奏ス)○次ニ御扉ヲ閉
 ツ(此ノ間神樂歌ヲ奏ス)○次ニ各退下

大嘗祭前一日鎮魂ノ儀

其ノ儀皇室祭祀令附式中新嘗祭前一日鎮魂ノ式ノ如シ(但
 シ大禮使高等官著床ス其服裝ハ總テ齋田點定ノ儀ニ同シ)
 神宮皇靈殿神殿竝官國幣社ニ勅使發遣ノ儀
 其ノ儀神宮神武天皇山陵竝前帝四代山陵ニ勅使發遣ノ式
 ニ準ズ(但シ地方長官ニ勅使ヲ命セラレタル場合ニハ大禮
 使長官祭文竝幣物ヲ奉受シ各地方廳ニ送致ス)

典次長掌典及掌典補ヲ奉仕ス東帶纒著勅任官及四位以上ノ者ニ在リテハ黒袍奏任官及五位ノ者ニ在リテハ緋袍其ノ他ノ者ニ在リテハ縹袍小忌衣ヲ加ヘ日蔭蔓ヲ著ク樂官亦同シ○次ニ繪服竝麗服案上ニ載スヲ各殿ノ神座ニ安ク奉仕長○次ニ各殿ニ齋火ノ燈燎ヲ點ス掌典掌典補ヲ奉仕ス此ノ時庭燎ヲ燒ク火炬手服裝冠細纒袴桃花染布衫白布單白布袴白布帶藁脛巾麻鞋

悠紀殿供饌ノ儀

時刻天皇廻立殿ニ渡御○次ニ小忌御湯ヲ供ス侍從奉仕○次ニ御祭服御嘖未成年ナルトキハ之ヲ供セス御齋衣ヲ供ス同○次ニ御手水ヲ供ス同○次ニ御笏ヲ供ス同此ノ間供奉諸員皇太子親王王宮内大臣内大臣侍從長大禮使長官式部長官侍從式部官服裝ヲ易フ東帶纒著帶劔小忌衣ヲ加ヘ日蔭蔓ヲ著ク○次ニ皇太后宮大夫大禮使次官皇太子妃親王妃内親王王妃女王式部次官式部官女官服裝ヲ易フ男子ハ東帶纒著帶劔小忌衣ヲ加ヘ日蔭蔓ヲ著ク女子ハ五衣唐衣裳小忌衣ヲ加ヘ日蔭絲○次ニ大禮使高等官前導朝集所ニ參集ノ諸員竝心葉ヲ著ク

南面ノ神門外ノ幄舎ニ參進本位ニ就ク○次ニ膳屋ニ稻舂歌ヲ發シ樂官奉仕神饌ヲ調理ス掌典掌典補ヲ奉仕ス○次ニ本殿南庭ノ帳殿ニ庭積ノ机代物ヲ安ク同○次ニ掌典長本殿ニ參進祝詞ヲ奏ス○次ニ天皇本殿廻立殿ヨリ悠紀殿ニ至ル廻廊下ノ御路ニ布單ヲ鋪キ其ノ上ニ葉薦ヲ鋪クニ進御式部長官宮内大臣前行シ侍從左右各一人脂燭ヲ秉ル御前侍從劔璽ヲ奉シ御後侍從御菅蓋ヲ捧持シ御綱ヲ張ル侍從長侍從侍從武官長侍從武官御後ニ候シ皇太子親王王國務各大臣樞密院議長内大臣大禮使長官供奉ス此ノ時掌典長本殿南階ノ下ニ候シ式部官左右各一人脂燭ヲ秉リ南階ノ下ニ立ツ○次ニ侍從劔璽ヲ奉シ南階ヲ昇リ外陣ノ幌内ニ參進劔璽ヲ案上ニ奉安シ西面ノ幌外ニ退下簀子ニ候ス○次ニ天皇外陣ノ御座ニ著御侍從長掌典長南階ヲ昇リ簀子ニ候ス此ノ時皇太子親王王國務大臣以下供奉諸員本殿南庭小忌ノ幄舎ニ著

著床ス○次ニ皇后本殿南庭ノ帳殿ニ進御式部次官皇后宮
 大夫前行シ式部官左右各一人脂燭ヲ乗ル女官御後ニ候シ皇太子妃親王妃内
 親王王妃女王大禮使次官供奉ス○次ニ皇后帳殿ノ御座ニ
 著御女官殿外ニ候ス此ノ時皇太子妃親王妃内親王王妃女
 王其ノ他供奉諸員殿外小忌ノ幄舎ニ著床ス○次ニ大禮使
 高等官東帶纒著帶劔小忌衣ヲ加ヘ日蔭蔓ヲ著ク樂官ヲ率キ本殿南庭ノ本位ニ就ク
 ○次ニ悠紀ノ地方長官服裝大禮使高等官ニ同シ樂官ヲ率キ大禮使高等
 官ノ東方ノ本位ニ就ク○次ニ國栖ノ古風ヲ奏ス○次ニ悠
 紀地方ノ風俗歌ヲ奏ス○次ニ皇后御拜禮○次ニ皇太子皇
 太子妃親王妃内親王王妃女王拜禮○次ニ諸員拜禮
 ○次ニ皇后廻立殿ニ還御供奉進御ノ時ノ如シ○次ニ皇太
 子親王王本殿ニ參進南階ヲ昇リ簀子ニ候ス○次ニ本殿南
 庭ノ廻廊ニ神饌ヲ行立ス其ノ儀掌典補左右各一人脂燭ヲ

乘リ掌典一人削木ヲ執ル同一人海老緒盥槽ヲ執リ同一人
 多志良加ヲ執ル陪膳女官五衣唐衣裳小忌衣ヲ加ヘ日蔭絲竝心葉ヲ著ク一人御刀子白色帛畫衣唐衣筥
 ナ執リ後取女官服裝同上一人御刀子筥ヲ執ル女官紅切袴青摺禪日
蔭絲並心葉ヲ著ク以下皆同シ一人神食薦ヲ執リ同一人御食薦ヲ執ル同一
 人御箸筥ヲ執リ同一人御枚手筥ヲ執ル同一人御飯筥ヲ執
 リ同一人鮮物筥ヲ執ル同一人干物筥ヲ執リ同一人御菓子
 筥ヲ執ル掌典一人蛸汁漬ヲ執リ同一人海藻汁漬ヲ執ル掌
 典補二人空蓋ヲ執リ同一人御羹八足机ヲ昇ク同一人御酒
 八足机ヲ昇キ同一人御粥八足机ヲ昇キ同一人御直會八足
 机ヲ昇ク○次ニ削木ヲ執レル掌典本殿南階ノ下ニ立チ警
 蹕ヲ稱フ此ノ時神樂歌ヲ奏ス○次ニ天皇内陣ノ御座ニ著
 御皇太子親王王侍從長帶劔ヲ解ク掌典長外陣ノ幌内ニ參入奉侍
 ス○次ニ御手水ヲ供ス陪膳女官供奉仕○次ニ神饌御親供○次ニ御拜

禮御告文ヲ奏ス○次ニ御直會○次ニ神饌撤下陪膳女官奉仕○次ニ御手水ヲ供ス同上○次ニ初饌膳舍ニ退下其ノ儀行立ノ時ノ如シ○次ニ廻立殿ニ還御供奉進御ノ時ノ如シ○次ニ各退下

即位禮及大嘗祭後大饗第一日ノ儀

當日早且豐樂殿ヲ裝飾ス其ノ儀本殿ノ北廂ニ錦軟障千年松山水ノヲ設ケ東北隅ニ悠紀地方風俗歌ノ屏風西北隅ニ主基地方風俗歌ノ屏風ヲ立ツ母屋ノ四面ニ壁代ヲ作り之ヲ擧ケ其ノ中央ニ天皇ノ御座平鋪御座東方ニ皇后ノ御座平鋪御座ヲ設ケ各椅子竝臺盤ヲ立ツ南東西三廂ノ周圍ニ青簾ヲ懸ケ之ヲ擧ケ其ノ内ニ諸員陪宴ノ第一座ヲ設ケ床子竝臺盤ヲ立ツ顯陽承歡觀德明義各堂ノ後面ニ綵緩軟障ヲ設ケ前面ニ青簾ヲ懸ケ之ヲ擧ケ其ノ内ニ諸員陪宴ノ第二座ヲ分設シ床子竝臺盤ヲ立ツ南庭ノ中央ニ舞臺ヲ構ヘ其ノ東南隅ニ樂

官ノ幄ヲ設ケ○時刻文武高官有爵者優遇者竝夫人及外國交際官並夫人朝集所ニ參集ス但シ服裝即位禮當日賢所大前ノ儀ニ同ジ各地ニ於テ饗饌ヲ賜フベキ者亦同ジ○次ニ儀鸞逢春承秋嘉樂高陽ノ各門ヲ開ク皇宮警部之ヲ警固ス○次ニ大禮使高等官前導諸員殿上ノ廂又ハ顯陽承歡觀德明義ノ各堂廂及各堂ニ參進スル者ノニ參進殿上參進者ハ逢春門ヨリ歡堂參進者ハ嘉樂門ヨリ入リ觀德堂明義堂參進者ハ高陽門ヨリ入ル各其ノ本位ニ就ク○次ニ式部官警蹕ヲ稱フ○次ニ天皇御正出御式部長官宮内大臣前行シ侍從劔璽ヲ奉シ侍從長侍從侍從武官長侍從武官御後ニ候シ皇太子親王王内大臣大禮使長官供奉ス○次ニ皇后大御禮出御式部次官皇后宮大夫前行シ女官御後ニ候シ皇太子妃親王妃内親王王妃女王大禮使次官供奉ス○次ニ天皇御座ニ著御侍從劔璽ヲ案上ニ奉安ス○次ニ皇后御座ニ著御

○次ニ供奉員各本位ニ就ク○次ニ勅語アリ○次ニ内閣總理大臣奉對ス○次ニ外國交際官首席者奉對ス○次ニ天皇皇后ニ白酒黒酒ヲ供ス侍從並女官奉仕○次ニ諸員ニ白酒黒酒ヲ賜フ○次ニ式部長官悠紀主基兩地方獻物ノ色目ヲ奏ス(此ノ時兩地方ノ獻物ヲ南榮ニ排列ス内舍人奉仕)○次ニ天皇皇后ニ御膳竝御酒ヲ供ス侍從並女官奉仕○次ニ諸員ニ膳竝酒ヲ賜フ○次ニ久米舞ヲ奏ス○次ニ天皇皇次ニ御穀物ヲ益供ス侍從並女官奉仕○次ニ諸員ニ穀物ヲ益賜ス○次ニ悠紀主基兩地方ノ風俗舞ヲ奏ス○次ニ大歌及五節舞ヲ奏ス○次ニ天皇皇后ニ挿華ヲ供ス侍從並女官奉仕○次ニ諸員ニ挿華ヲ賜フ○次ニ天皇皇后入御(供奉警蹕出御ノ時ノ如シ)○次ニ各退下

當日文武官有爵者優遇者竝夫人ニシテ召サレザル者ニハ各其ノ所在地ニ於テ饗饌ヲ賜フ但シ饗饌ヲ賜フベキ者ノ

範圍及其ノ場所ハ時ニ臨ミ之ヲ定ム

(注意)天皇未成年ナルトキハ勅語ノ項ヲ攝政御座ノ前面ニ參進シ東方ニ侍立シ勅語ヲ傳宣ストス

即位禮及大嘗祭後大饗第二日ノ儀

當日何時文武高官有爵者優遇者竝夫人及外國交際官竝夫人ニ條離宮内ノ朝集所ニ參集ス(但シ服裝大饗第一日ノ儀ニ同シ)○次ニ皇太子皇太子妃親王妃親王妃内親王王妃女王二條離宮ニ參著ス○次ニ天皇皇后二條離宮ニ行幸啓○次ニ大禮使高等官前導諸宮正寢ニ參進本位ニ就ク○次ニ天皇御正裝皇后御大禮服出御(式部長官宮内大臣前行シ侍從長侍從侍從武官長侍從武官皇后宮大夫女官御後ニ候シ皇太子皇太子妃親王妃親王妃内親王王妃女王大禮使長官供奉ス)○次ニ天皇皇后御座ニ著御○次ニ陪宴スヘキ供奉員本位ニ

就ク○次ニ賜宴(此ノ間奏樂)○次ニ天皇皇后入御(供奉出御ノ時ノ如シ)○次ニ各退下

即位禮及大嘗祭後大饗夜宴ノ儀

時刻文武高官有爵者優遇者竝夫人及外國交際官竝夫人二條離宮内ノ朝集所ニ參集ス(但シ服裝踐祚後朝見ノ儀ニ同シ)○次ニ大禮使高等官前導諸員正寢ニ參進本位ニ就ク○次ニ天皇御正服皇后御中禮服出御(式部長官宮内大臣前行シ侍從長侍從侍從武官長侍從武官皇后宮大夫女官御後ニ候シ皇太子皇太子妃親王親王妃内親王王王妃女王大禮使長官供奉ス)○次ニ舞樂萬歲樂太平樂二曲ヲ奏ス○次ニ賜宴(此ノ間奏樂)○次ニ天皇皇后入御(供奉出御ノ時ノ如シ)次ニ各退下

即位禮及大嘗祭後神宮ニ親謁ノ儀

當日何時頓宮出御○次ニ天皇板垣御門外ニ於テ御下乘(式

部長官宮内大臣前行シ御前侍從劔璽ヲ奉シ御後侍從御菅蓋ヲ捧持シ御綱ヲ張リ御笏笏ヲ奉ス侍從長侍從侍從武官長侍從武官御後ニ候シ皇太子親王王内大臣大禮使長官供奉ス衣冠單但シ侍從武官長侍從武官ハ正裝正服以下天皇供奉員ノ服裝ニ付キ別ニ分注ヲ施ササルモノハ皆本儀ニ同シ○次ニ皇后板垣御門外ニ御下乘(皇后宮大夫前行シ式部官御菅蓋ヲ捧持

シ御綱ヲ張リ女官御檜扇ヲ奉シ御後ニ候ス皇太子妃親王

妃内親王王妃女王大禮使次官供奉ス男子ハ衣冠單女子ハ袴以下皇后供奉員ノ服裝ニ付キ別ニ

分注ヲ施ササルモノハ皆本儀ニ同シ○次ニ外玉垣御門外ニ於テ天皇皇后ニ大麻

御鹽ヲ奉ル神宮禰宜奉仕○次ニ内玉垣御門内ニ於テ天皇皇后ニ御

手水ヲ供ス侍從竝女官奉仕(此ノ時祭主大少宮司正殿ノ御扉ヲ開キ

御幌ヲ褰ケ御供進ノ幣物ヲ殿内ノ案上ニ奉安シ御階ノ下

ニ候ス)○次ニ天皇瑞垣御門内ニ進御(掌典長衣冠前行シ御

前侍從劔璽ヲ奉シ御後侍從御菅蓋ヲ捧持シ御綱ヲ張リ御

笏筥ヲ奉ス侍從長御後ニ候ス供奉員中皇太子親王王ハ瑞垣御門外ニ候シ其ノ他ノ諸員ハ内玉垣御門外ニ候ス○次ニ皇后瑞垣外御門内ニ進御服裝掌典長ニ同シ前行シ式部官御管蓋ヲ捧持シ御綱ヲ張り女官御檜扇筥ヲ奉シ御後ニ候ス供奉員中皇太子妃親王妃内親王王妃女王ハ瑞垣御門外ニ候シ其ノ他ノ諸員ハ内玉垣御門外ニ候ス○次ニ天皇正殿ノ御階ヲ昇御大床ノ御座ニ著御侍從劔璽ヲ奉シ御階ノ下ニ候ス○殿ニ皇后正殿ノ御階ヲ昇御大床ノ御座ニ著御○次ニ天皇御拜禮○次ニ皇后御拜禮○次ニ皇太子皇太子妃親王親王妃内親王王王妃女王拜禮○次ニ天皇皇后頓宮ニ還御供奉出御ノ時ノ如シ○次ニ諸員拜禮○次ニ各退下

(注意)天皇襪祿ニ在ルトキハ正殿御階ノ下マテ女官奉抱シ大床ノ御座ニ著御ノ時ハ皇太后皇太后ナキトキハ内親王又ハ親王妃奉

抱御拜禮皇太后ノ御服ハ皇后ニ同シ以下ノ二儀之ニ倣フ

即位禮及大嘗祭後神武天皇山陵竝前帝四代山陵ニ親謁ノ儀

當日早旦陵所ヲ裝飾ス○時刻大禮使高等官著床但シ服裝京都ニ行幸ノ儀ニ於ケル賢所著床ノ時ノ如シ

○次ニ神饌幣物ヲ供ス此ノ間奏樂○次ニ掌典長祝詞ヲ奏ス○次ニ天皇頓宮出御式部長官宮内大臣前行シ侍從劔璽ヲ奉シ侍從長侍從侍從武官長侍從武官御後ニ候シ皇太子親王王内大臣大禮使長官供奉ス○次ニ皇后御五衣御小袿御袴頓宮出御(皇后宮大夫前行シ女官御後ニ候シ皇太子妃親王妃内親王王妃女王大禮使次官供奉ス)○次ニ天皇御拜禮○次ニ皇后御拜禮○次ニ皇太子皇太子妃親王親王妃内親王王妃

女王拜禮○次＝天皇皇后頓宮＝還御(供奉出御ノ時ノ如シ)
○次＝諸員拜禮○次＝幣物神饌ヲ撤ス(此ノ間奏樂)○次＝
各退下

東京＝還幸ノ儀

其ノ儀京都＝行幸ノ式＝準ズ

賢所溫明殿＝還御ノ儀

其ノ儀賢所春興殿＝渡御ノ式ノ如シ

東京還幸後賢所御神樂ノ儀

其ノ儀皇室祭祀令附式中賢所御神樂ノ式ノ如シ(但シ皇太子皇太子妃＝關スル儀注ヲ除キ式部職掌典部樂部職員ノ服裝大禮使高等官ノ著床及天皇皇后ノ供奉員ハ即位禮後一日賢所御神樂ノ式＝依ル)

還幸後皇靈殿神殿＝親謁ノ儀

當日早旦御殿ヲ裝飾ス○時刻大禮使高等官著床(但シ服裝

大禮服正裝正服關係諸員

式部職掌典部職員ヲ除ク

中男子亦同シ女子ハ

普通服

樂部職員ハ布衣單

○次＝御扉ヲ開ク(此ノ間神樂歌ヲ奏ス)○次

＝神饌幣物ヲ供ス(此ノ間神樂歌ヲ奏ス)○次＝掌典長祝詞

ヲ奏ス○次＝天皇出御(式部長官宮内大臣前行シ侍從御劔

ヲ奉シ侍從長侍從侍從武官長侍從武官御後＝候シ皇太子

親王王内大臣大禮使長官供奉ス)○次＝皇后

御服賢所ニ期日奉告ノ儀ニ同シ

出御(皇后宮大夫前行シ女官御後＝候シ皇太子妃親王妃内

親王王妃女王大禮使次官供奉ス)○次＝天皇内陣ノ御座＝

著御待從御劔ヲ奉シ簀子＝候ス○次＝皇后内陣ノ御座＝

著御○次＝天皇御拜禮○次＝皇后御拜禮○次＝皇太子皇

太子妃親王親王妃内親王王妃女王拜禮○次＝天皇皇后

入御(供奉出御ノ時ノ如シ)○次＝諸員拜禮○次＝幣物神饌

ヲ撤ス(此ノ間神樂歌ヲ奏ス)○次ニ御扉ヲ閉ツ(此ノ間神樂
歌ヲ奏ス)○次ニ各退下

明治四十二年八月廿四日印刷

明治四十二年九月廿五日發行



著作兼
發行者

東京市本郷區春木町二丁目九番地
大日本紀元宣揚會

代表者

內山桃之進

印刷者

東京市神田區表神保町二番地
三島宇一郎

印刷所

東京市神田區表神保町二番地
弘文堂

246
136

